

平成27年第2回せたな町議会定例会 第1号

平成27年6月10日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（平成26年度せたな町一般会計予算）
- 7 報告第 2号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 8 報告第 3号 株式会社北檜山観光振興公社の平成26年度事業計画の承認の報告について
- 9 議案第 7号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 11 議案第 2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 3号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 4号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第 5号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第 6号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第 8号 せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 17 推薦第 1号 せたな町農業委員会委員の推薦について
- 18 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
- 19 発議第 2号 議員の派遣について
（第1号の追加1）
 - 1 諸般の報告
 - 2 意見案第1号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 6番 梶田道廣君 |
| 7番 大湯圓郷君 | 8番 真柄克紀君 |
| 9番 平澤等君 | 10番 大野一男君 |

11番 熊野主税君

12番 菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会委員長		田	井	重	久	君
農業委員会会長		三	上	博	則	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	佐々木正則君
税務課長	横川忍君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	丹羽優君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	原進君
出納室長	関功悦君
国保病院事務局長	小林安晴君
総務課まちづくり推進室長	黒澤智彦君
産業振興課参事	松村悟君
総務課長補佐	高橋純君
財政課長補佐	神田昌君
町民児童課長補佐	佐々木真由美君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
保健福祉課長補佐	西田良子君
保健福祉課長補佐	元島敬二君
産業振興課長補佐	佐藤英美君
建設水道課長補佐	松本健裕君
建設水道課長補佐	平田大輔君
税務課主幹	佐々木正人君
町民児童課主幹	濱登幸恵君
保健福祉課主幹	上野宏行君

地域包括支援センター所長	長	内		京	君
産業振興課主幹	三	浦	剛	大	君
産業振興課主幹	河	原	泰	平	君
産業振興課主幹	阪	井	世	紀	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
建設水道課主幹	久	津間		智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千	佳子	君
財政係長	吉	田	有	哉	君
課税係長	小	林	和	仁	君
徴収係長	伊	瀬		亮	君
国保医療係長	中	山	康	春	君
介護保険係長	竹	内	亜	希子	君
農業振興係長	長	内	解	人	君
水産振興係長	手	塚	清	人	君
林業振興係長	池	田	裕	之	君

《大成総合支所》

総合支所長	堂	端	重	雄	君
産業建設課長	佐	野	英	也	君
地域町民課長補佐	萩	原	勝	幸	君
産業建設課長補佐	杉	村		彰	君
大成水産種苗育成センター場長	沖	崎	孝	純	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治	君
地域町民課主幹	浜	高	正	明	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄	田	武	志	君
環境生活係長	藤	谷	知	昭	君
福祉係長	谷	川	一	志	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	篠	塚	三	喜郎	君
産業建設課長	福	士	裕	継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新	保	修	二	君
地域町民課長補佐	濱	口	喜	秋	君
地域町民課長補佐	八	木	忠	義	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田 円 裕	君
教育委員会事務局長	高 田 威	君
教育委員会事務局次長	上 野 朋 広	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	三 浦 孝 史	君
給食センター副所長	早 川 克 紀	君
教育委員会事務局主幹	増 田 和 彦	君
教育委員会事務局主幹	黒 澤 美 知 子	君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田 郁 美	君
大成教育事務所主幹	杉 村 輝 明	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小 板 橋 司	君
---------	---------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西 村 晋 悟	君
書 記 次 長	高 橋 純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	横 川 洋 二	君
事 務 局 次 長	丹 羽 小 百 合	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	横 川 洋 二	君
事 務 局 次 長	丹 羽 小 百 合	君
事 務 局 書 記	松 林 功	君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成27年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において4番、本多浩議員、5番、石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは4件ほど行政報告を申し上げます。

まず平成26年度各会計の決算状況についてご報告を申し上げます。お手元に配布しております平成26年度各会計決算状況は、一般会計ほか9の特別会計と公営企業である病院会計における決算状況でございます。

一般会計の決算状況であります。予算執行率は歳入が100.64%、歳出では97.39%となる見込みであります。歳入歳出差引では3億1,183万8,336円となりますが、地方創生のための地域消費喚起や地方創生先行型に係る予算などを繰越明許費として繰り越します。ので、翌年度に繰り越すべき財源1億656万8,000円を差し引きいたしますと、実質収支額は2億527万336円になります。この額から、基金条例第4条第2項の規定により、この実質収支額の2分の1を下らない額を、財政調整基金に積み立てなければなりませんので、1億2,527万336円を積み立て、残りの8,000万円を、平成27年度に繰越すこととしたものであります。

次に、9つの特別会計の決算状況であります。それぞれの会計における実質収支額につきましては、全て翌年度に繰越金として措置をしたところであります。

最後に、病院事業会計の決算状況であります。収益的収支につきましては9,059万5,000円ほどの純利益を見込んでおります。資本的収支については、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果2,955万5,000円ほどの不足となりましたが、この不足額については、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

平成26年度各会計の決算状況につきましては、以上でございます。

次せたな町立国保病院の医師の退職について報告いたします。

本年6月末をもって河合副院長が、諸事情により退職することになりました。河合副院長は平成26年11月に着任いただき8か月間、内科外来、入院患者、特老きたひやま荘主治医、学校検診等で大変お世話になり、改めて感謝とお礼を申し上げる次第であります。後任の医師については、現在、医師紹介会社などを通じ、医師確保へ向け全力で取り組むこととしています。7月以降の国保病院の医師体制ですが、森院長を中心に内科外来診察につきましては、馬出先生、黒川先生のほか応援医師として佐々木隆志先生、小林久倫先生が診察に当たって頂くことにしています。また、医療機関では、週1回札幌山の上病院、週末には北海道大学、北海道地域医療振興財団にも応援をいただき、救急医療に対応することとしています。いずれにいたしましても、医療サービスの充実に向け、診療業務に遺漏のないよう努力して参ります。

次の工事発注状況、そして町長、副町長の動向につきましては、お手元に配布しているとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5 一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

10番大野一男議員。

○10番（大野一男君） ただ今議長の許しがありましたので町長に質問をさせていただきます。

地方創生への取り組みについて町長に答弁を求めます。

国は昨年11月に人口減少克服と地方創生の実現に向けて、まち・ひと・しごと創生法を創設し、12月末に人口動向の分析等を通して50年後に1億人程度の人口を維持することを目標に、まち・ひと・しごと創生総合ビジョンと、今後取り組むべき施策等をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、人口減少問題の克服と地方再生に取り組むこととしました。また、国は、まち・ひと・しごと創生を喫緊の課題とし、地方と一体で中長期に取り組む必要があるとして、すべての都道府県、市町村に地方人口ビジョンと市町村、まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）の策定を求めており、各自治体に努力義務が課せられることとなりました。町長は本年の町政執行方針において、我が国の地方人口は減少の一途を辿っており、昨年7月の民間調査機関の発表によると、2040年のせたな町の人口は4,000人を切ると推計されており、この流れに歯止めをかけなければ、まちは消滅してしまうのではと危惧されております。国は昨年12月、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、地方公共団体には、地方版総合戦略等の策定が求められています。まちは地方創生を重要施策の一つと位置付け、地域の実情を踏まえ、さまざまな資源や特性を最大限に生かしながら、直面している課題に正面から取り組んでいくこととしており、総合戦略等の策定に当たっては、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、関係機関、関係団体で構成する推進組織を設置し、方向性や具体策について検討するなど広く関係者の意見を反映してまいりますと述べております。この地方創生への取り組みは、各自治体の自主性、主体性を最大限に発揮し、取り組むことが求められており、極めて能動的でなければならないと思います。町長の執行方針を踏まえ、改めて地方創生への取り組み、地方版人口ビジョン、地方版総合戦略の策定への取り組みについて町長にその所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大野議員の質問にお答えをいたします。

まさに大野議員の質問にありましておりのことが実は地方創生への取り組みについての所信と言えるものでございますが、改めてということでございますので、申し上げたいと思います。国においては50年後に1億人程度の人口を維持することを目指した、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、それを基に今後5カ年の施策の方向性を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年12月に閣議したところであります。これを踏まえ、せたな町としては、少子化と人口減少を克服し、若い世代を中心に、将来にわたって町民が安心して働き、希望通り結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築することを基本方針に掲げ、せたな町人口ビジョン及び総合戦略を来年3月までに策定するよう、着実に作業を進めているところであります。既に国からの交付金を活用した緊急的な取り組みとして、3月に補正予算措置させていただいた、総額1億5500万円のプレミアム付き商品券発行や、商工業者の販売促進や生産性向上のための魅力ある商店街づくり事業、また短期間の移住体験ができるお試し暮らし住宅整備事業、結婚された若い夫婦に10万円分の商品券を交付する結婚定住奨励事業など、戦略の策定に先行して地方創生に取り組んでいるところであります。地方創生の実行や、せたな町人口ビジョン及び総合戦略を策定するにあたって、本年4月、全庁的な施策を推進していくために、町長の私をトップとした、せたな町創生本部を立

ち上げるとともに、三区の住民代表をはじめ、農協、漁協、商工会、観光協会、檜山北高校、渡島信用金庫、労働団体が構成する外部の推進組織として、せたな町有識者会議を設置しました。５月２５日には、第１回目の有識者会議を開催したところであり、委員からは、元気な高齢者と連携した子育て支援策や、子ども達が大人になっても、町で働ける就労の場の確保、学校と地域、企業が連携した若い方々の地元定着、新規就農しやすくなるシステムの検討など、多くのご意見を頂戴したところでもあります。また、役場職員に対しては、これまでの行政経験や日頃感じている町の課題を解決していくという視点のもと、２月と今月に、地方創生に関する企画事業提案を募集しているところでもあります。職員からの提案は、若手職員ワーキンググループにより掘り下げた検討や事業内容の具体化を行って、政策提言として取りまとめていただき、地方創生関係事業として予算に反映させていく予定です。更には、各区で開催する地域協議会や地域懇談会において、住民の方々から、地方創生に関する建設的なご意見をいただきたいと考えております。このように様々な方々の参加、協力をいただきながら、広く町民からの意見が反映されるよう地方創生を進めて参りたいと考えております。

なお、総合戦略については、議会と執行部である役場が車の両輪となって推進することが重要でありますことから、総合戦略の策定段階や来年夏頃を予定しております戦略の推進状況、効果検証につきまして、適宜、議会に報告させていただきたいと考えております。

また、北海道庁では、深刻化する人口減少問題に的確に対応するため、４月に全ての振興局に戦略策定支援担当部長を配置したところであり、地域の実情や特性に応じた地方創生の取り組みについて、市町村と連携して推進する体制を整えております。当町としては、北海道の総合計画策定や推進管理業務に豊富な経験があり、道庁から派遣されている黒澤まちづくり推進室長に地方創生業務に当たっていただき、道庁とも歩調を合わせたオール北海道による取り組みも進めて参りたいと考えていることで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○１０番（大野一男君） 再質問させていただきます。町長せたな町の創生事業に対する取り組みの概要を、いろいろと報告をいただきました。私、初めて耳にしたお話もございます。例えば創生本部を立ち上げた。町長トップにして創生本部を立ち上げたというのも私の記憶の中では、きょう初めて町長の口からそういう具体的な事例をお示しいただいたなと思ってます。同僚議員どの辺まで、その辺の情報を収集していたかは定かではありませんが、この創生本部のあり方についてもう少し具体的にそこでどういう形で構成をしておられるのか。そこでどういうことを主な事業として取り組んでいくのかということについても、もう少し具体的にお話をいただければと感じました。今まで、せたな町合併して１０年の歴史があるわけですが、こういった大型な交付税を前提とした経緯というのは、２度ほど私の記憶ではあります。一度目は平成２０年に地方再生対策費として約１億５，９００万円ほど交付されたという事例があります。それから２番目が平成２１年、これは補正で入ってきた部分ですが、地域活性化経済危機対策臨時交付金、それから２次補正で地域活性化きめ細かな臨時交付金等で、合わせて７億５，８７１万３，０００円交付された。こういう過去の実績があるわけですが、これはすべて国がメニューをある程度決めてといいますか、ある程度縛りがあって。まちに交付されたものであってそれを受けて、まちとしては、総合計画等との

勘案をしながら事業の前倒しをして、その課せられたさまざまな諸事業について、この交付金を活用して事業を進めていったという経緯があります。当時の同僚議員からはもっとアイデアを出して、こういう交付金をしっかり活用して、まちの将来につながるようなそういう事業形態も提案できないのかという大変厳しい指摘もあったわけですが、町長は一貫してこれは国のある程度の方向性や縛りがある交付金なので、その範囲内で活用させていただいたという答弁で終始していると思っています。それから先ほど町長が平成26年度の補正の中で、この地方創生に係わる予算がもう執行されていますという紹介がありました。その部分、今町長からも縷々説明がありましたが、これは先行型の地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金事業費ということで、先般の3月定例会で26年の補正で入ってきた部分です。そのメニューの中を見ますと今言ったような地方創生会議のメンバーのための報償費であるとか、あるいは旅費これはいいですね。結婚祝い金であるとか、あるいは委託料として認定こども園の新築工事548万、それからマスコットキャラクターの着ぐるみ制作費に120万、それから6次産業化拠点構想コンサル業務648万、それから先ほど紹介のありましたプレミアム商品券の発行業務、これに3,330万、それから工事請負として先ほど言ったように移住促進という兼ね合いでお試し暮らし体験住宅整備改修工事、あるいは密漁監視のカメラ等設置工事、それから大成ヘリポート整備工事に2,366万、それから先ほど言ったお試し住宅の備品整備に97万、そのほか魅力ある店舗づくり事業費に2,000万、観光ガイドブック作成に110万等々、総額でこの補正の中身がそうですが、約9,512万ほど、先行で入ってきてる。これも今町長が言ったように、ある程度国のメニューがあって、私の資料を見たところによると40数種類のメニューがあって、その中から、せとな町としてピックアップしてこういう事業を特化して、まず先行して進めたい。その中でリクエストした結果この相応の金額の交付金が入ってきた。これはこれで結構だろうと思うんですが、今ここで議論したいのは今後どうするかということなんです。町長の認識をもう一度確かめさせていただきますが、これから行われるこの創生事業、いわゆるまず一つ目が人口流出ビジョンですが、これはまさしく今のまちの実態をしっかりと把握するという作業、ここから始まらなければならないと思います。客観データにきちんと基づいて、そして数値目標を決めて3年の5年後の人口動向がどうなのか、そして目標設定値を決めて、年度を決めて何年後にはこのぐらいの人口推移が現実的にあります。そうであればそこを踏まえてまちとしてはどの程度までで、この人口流出を止めるのか、歯止めをかけるかという具体的な数値目標を決めて、そして都度ローリングをしながら検証していく。この作業を繰り返してしっかりと抽象的ではない、極めて物理的な現実的な数値の中でこの事業の人口ビジョンの作成に取りかかっていると思いますので、その辺の対応についてもう一度お伺いさせていただきます。当然、目標に向けての過程においては短期、中期、長期等々の出生率、その他の目標値の設定等も入ってくるでしょうし、そういったものをどこの所管でしっかりと管理しながら、その実行値を高めていくかということについてもお伺いをしたいと思います。それから地方版総合戦略の作成に当たっては、これをしなければ国の言い方では、せとな町各基礎自治体に必要な財源は行きませんと感じてます。ですから逆に言えば、各自治体がどれだけこのことを人口ビジョンを踏まえて、まちの人口流出の歯止めをする。そしてもう1回元気なまちを取り戻すというか、そういう策定をどう進めていくかということを中心にメニューを付けていかなければ、国が最終的には調査をして予算付けをする

という類のものであって、先ほど私が過去の二つの大きな交付税の算入の話をさせていただきましたが、そういった国からおりてくるというものではない。むしろ、まちがしっかりと起案をして作って策定をすることによって、初めて具体的な予算措置も行われるという。そういう性格の今回の事業だと捉えてますが、その辺について町長もう一度確認を含めてお話をいただきたいと思います。

今後策定をどうしていくかということですが、先般、議会に有識者会議のメンバーの名簿が送付されてまいりました。確かに、このメンバー構成を見ますといわゆる国のほうで一つのモデルとして、地方創生の推進会議の取り組みの概要を謳っているわけですが、産、官、学、金、労こういった各階層から選出するのが望ましいと謳われています。この産というのはいわゆる産業界、官というのは行政機関、学というのは学校関係だろうと思います。金というのは金融機関、労というのは労働団体を示すようでありまして、まさしく今回の11名の名簿を見ますと、そういったことをきちんと配慮しながら上げていただいた名簿だということで、この構成について云々ということをお申すことはしません。そして早速、有識者会議が開かれて、いろいろ多方面から意見が出たということで会議体のあり方についてもちょっと姿が見えたかと思いますが、この有識者会議のありよう、進め方、期待値というのは一体、町長どの辺まで捉えておられるのか。平たく言えばここですべてのものが検討され、すべてのものが素地になっていくという考えなのか。これはその他のいろんな今町長の説明でいうと、まちの中にも職員の中にも起案をしてくれというような町長の働きかけがあって、それぞれ職員がみんな創生事業に関して起案をしている状況だということですが、私はその辺については、まちも各課横断的に創生事業に関する総合戦略の策定に当たって、それぞれ皆さんで意見交換をする場所をきちんと設けたほうがいいんじゃないかと1点思いました。それから地方版総合戦略の策定に当たっての会議体の持ち方ですけども、この11人の有識者会議についての位置付けについて、もう一度町長から説明をいただきたいと思います。ここは、ふるさとの10周年記念のときの、一つ大きな最終的な承認機関みたいなのが設けましたが、ああいうふうにもいろいろなものが提案されたものをここで最終的に諮って決定する機関なのか、あくまでもイロハのイの入り口から意見を聴取していく、検討することも含めた有識者会議のあり方なのか。その辺についてももう少し具体的に町長の意見をお聞かせをいただきたいと思います。その上で、私も2、3点希望を持っておりまして言わせていただきますが、やはりこれは10年、20年、30年、50年先、極めて長い長期ビジョンも含めた短期、中期、長期のビジョン作りが望まれて、そのために目標値を策定しながら検証も加えていくことが必要になります。そういう意味で、私は若い世代、10代、20代、30代の若い世代の意見を聞く機会というものをもっと設けたほうがいいのではないか。あるいはそういうことが反映できる会議体のあり方、あるいは仕組みを、まちとしてもぜひお考えをいただきたいと思います。それからこれは人口ビジョンの関係ですが、やはり子供を産み育てる環境作りからいけば、女性の方の意見をよく聞く、そして、そういう方の子育て世代等々含めた方の意見を聞く機会もより多く設けたほうがいいのではないかと思いますので、ぜひその辺もご配慮をいただいて、仕組み作りをしていただきたいと思います。それから最後に町長の方で議会と行政は執行する上で車の両輪だというお話をいただきました。先ほどの11人の配置を見ますと、この官の部分の扱いなんです、官は行政機関の代表として、このメンバーには高野副町長が入ってるわけですが、議会として、この会議体の中に名簿が無いというのは、これは是非は問いませんが、

議会としてこの創生事業、それから総合戦略の策定等々についてどう係わっていくかということも、私議員の一人として非常に思いがあります。ぜひ今町長おっしゃったように、議会もしっかり関わって、そして共に車の両輪の作用をしながらいいものを作っていくと。そういうことが、これから進んでいくようなそういうことをよく念頭に入れて、町についても対応をお願いしたいと思います。議会側については、これから議員の仲間と一緒にどう対応していくかということについては議論をしていくことが必要かと思いますが、まちの姿勢としても、ぜひ決まったことを報告する、あるいは評価をいただくということではなくて、その工程の過程から議会も関わるそういう仕組みをぜひ町執行部との間で何らかの形で作っていききたいものだと思っています。その辺についての町長の捉え方、お考えもお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。ずいぶんたくさんいただいたと思っておりますので、答弁漏れあるかもしれませんが、もしございましたらおっしゃっていただければと思います。

まず、このせたな町の創生をどう進めるかということでございますが、国からは地方人口ビジョンや地方版総合戦略のための策定についての通知や参考資料として議員おっしゃいましたように策定のマニュアルや各省庁のアクションプラン、地方自治体の先駆的な取り組み事例などたくさんの資料が送付されているところであります。また道庁におきましても、北海道の人口減少問題対策についての会議資料、これは随時ホームページに掲載されるなど、国、道、市町村が一体となってまち・ひと・しごと創生に取り組もうとしているところであります。地方版の総合戦略は地方自治体自らが客観的分析に基づいて、その課題を把握し、地域ごとの処方箋を示すものであり、市町村の自主性、主体性を発揮し地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要でありますので、せたな町におきましても少子化と人口減少を克服し、町民が安心して働き、結婚、出産、子育てできる地域社会を目指すために広く町民からの意見が反映されるようなそうした地方創生を進めてまいりたいと考えております。議員からは、若い世代の意見あるいは女性の意見を聞いてはということでもございましたが、もちろん我々としても、町民のさまざまな意見を聞かなければならないものと思っています。有識者会議はそれぞれの代表ということですから、それはそれとして大変、重要な意見を聞く場所あるいは意見を交換する場所ということになると思いますが、そういったことにもこれから配慮してまいりたいと思います。それから議会がどう関わるかという点でございますが、もちろん我々も議会とは車の両輪といつも申し上げているところでございまして、その両輪の意味は、当然役割は違うということでもございまして、それがしっかり連携して、協調しながら進めなければ成果を得られないと思っております。そこで先ほども答弁させていただいたとおり、総合戦略策定に当たっては、議会と執行部である役場が両輪となって推進することが重要である。総合戦略の策定や総合戦略の策定段階や来年夏ごろを予定しております戦略の推進状況報告、効果、検証につきまして適宜議会に報告させていただきたいと思っております。これまでも、議員からは議会議論を通じて、せたな町の発展、住民福祉の向上のためのさまざまなアイデア、お知恵を拝借しているところでございまして、このたびの人口減少問題、地方創生につきましても、

課題を正面から受けとめて、まちと議会がお互いに協調して立ち向かっていく必要があると考えておりますので、よろしくご協力願いますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員の一般質問を終わります。

8番、真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 発言の許可をいただきました。久しぶりの質問でございます。真摯に質問させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず1点目の質問でございます。せたな町役場組織のあり方について質問させていただきます。まず、現在の役場組織の現状とそれに対する町長の認識についてお伺いしたいと思います。合併後、いろいろと検討を重ねながら、現在の行政組織の形で、町民に対して、行政サービスを展開しております。しかしながら、今日、地域社会及び環境のさまざまな多様化と、住民ニーズの複雑化。また、国、道からの事務事業の専門性の要求及び各種権限の移譲による事務事業の拡大と、職員等もそれらの事業の消化、町民ニーズの対応に大変苦慮してるように思われます。今のこの組織の形では、そのニーズに十分に対応できていないんじゃないかと、そんな場面があると推測されますが、町長は今の現状についてどのように認識しておられるのかまず伺います。特にまちの生産の中核を担い、まちの運命そのものを担っているところの一次産業の分野において、生産者も国、道の政策的補助事業等を取り入れなければ、独自で経営していくのは大変難しい状況であり、それだけにますます専門の仕事ができる事務事業の遂行が求められるのはご案内のとおりでございます。また、関係団体の方々、一次産業生産者の方からも、よく組織の見直し、使い勝手のよい産業振興できる課のあり方というものは私も声をよく聞いております。町長は、聞かれているかどうかわかりませんが現在のこの組織、ストレートに言いますが、産業振興課の中で、農業分野その他について今のままの形でいいのか、やはりきちんとした形の専門性のある課へと再編することがいいと感じられているのかこの点について率直なご意見を伺います。

それから2点目。現在、まちの人口8,700人余。26年度で高齢化率40.3%に達しております。せたな町本庁を訪れる方々も大変多いんですが、この庁舎ができた時、こんな高齢化率ではございませんので、3階までも、2階までもいろんな用を足すということも、それほど苦にならなかったと思いますが、今では訪れて用を足すことは大変だと。2階に行ってどこに行けばいいのかよくわからないと、このような形の高齢者の方々の声をよく聞きます。これは多分庁内でもいろいろとお聞きしてる方もあろうかと思います。それと、町民の方々がいろいろと訪れたときに、やはり町長をお願いして1階のホールにあのような小さい掲示板じゃなくて、できれば専属の案内の方を置いてほしいが、それはすぐに無理だとしても、やはり目に訴えなおかつ高齢者が、そのように心配することなく、庁内を自由に行き来し、なおかつできればホールにそういう案内係が置けないにしても、今の出納室なり税務課の近くにですね、案内のある程度の方々を配置して、なおかつディスプレイで、私はどこに行けばいいのかということぐらいは町民にわかるような組織にするのは、町長、今の高齢化の中では最大限必要だし求められてると私は思ってます。この点についても町長のお考え方をお聞きしたいと思います。

それから、先の機構改革、私も予算委員会で質疑させていただいた記憶がございますが、企画分野

の問題でございます。その当時、町長は企画は総務課に課長補佐を置いて、それを専属で持っていくので企画課をなくしても何ら支障はないんだというような答弁をされました。今現状においてそのような町長の思惑どおりの形で企画に対する事務処理が行われているのかどうか。その点についても伺いいたします。

以上３点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光） それでは、真柄議員の質問にお答えをいたします。

１点目の、町の中核を担う産業分野における、今以上の専門性と組織の見直し等の必要性を考えているのかというご質問でございました。せたな町の基幹産業である農林水産業については、役場本庁では産業振興課が、総合支所では産業建設課が所管しており、このほか、商工労働観光業務についても所管しているため、その業務内容は多岐にわたっておりますが、それぞれの業務に担当者を配置し、住民サービスに対応しているところであります。しかし、産業振興課は、一つの課としては大変大きくなっていることから、平成２８年度からの行政組織改革で、課の再編について検討しているところであります。また、専門性についての質問であります。６月１日付で道庁から水産振興に大変精通した職員を本町に派遣していただいて、産業振興課参事、これは課長同等職でございます、したところでございます。道としての日本海の漁業振興対策について特に今は支援をしております、まちとしましても、それを受け、しっかりと水産振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、役場を訪れた方が戸惑わずに用事が足せるように、１階町民ホールに総合的な案内サービスを提供することが必要ではないかということをご検討いただいておりますが、デパートのように玄関に入ってすぐのところに職員を配置して、案内サービスができればいいのですが、なかなかそうもまいりませんので、初めて来庁された方や、高齢者の方などが用件のある場所にスムーズに行けるような工夫をしてまいりたいと思います。また、これは迷っておられるような方に対しては、一声かけて用件を伺いご案内をするなどの対応をしているところでございますが、これまで以上にこの点につきましても職員に徹底してまいりたいというふうに思います。

次に、総務課の企画部門の現状についてのご質問であります。合併後、企画調整業務については、政策調整課が担当しておりましたが、職員の削減や、事務効率化などによる組織の見直しにより、平成２３年度に政策調整課を総務課に統合した経緯がございます。昨年４月から。その総務課内に企画調整部門を担うまちづくり推進室を設置いたしました。北海道から派遣された、課長相当職である、黒澤室長を配置して、さらに体制の強化を図ったところでございます。昨年度から取り組んでいる合併１０周年記念事業や、今国が進めている地方創生などを始め、政策企画部門についてその機能を十分果たしていると考えているところでございます。ご理解をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○８番（真柄克紀君） 今町長の答弁で、来年度から特に産業振興課の機構を含めて見直す。その中で住民ニーズに応じていくようにしたいというお話いただきました。私も今の言葉を聞いて、共通の形で組織のあり方に疑問なり問題を抱えていたのだと思いますが、ただ町長、これはですね、今ますますいろいろな国の申し込みと申し出は言いませんが、いずれにしても特にこの一次産業、

補助事業を絡めて非常に間口が広がっております。それと、農家の方々、漁業の方々と話をしてもやはりきちんと役場の窓口で、農林課長、そして水産は課長補佐がきちんと構えていただいて、そこの中にきちんと職員を配置していただきたい。なぜかという、私がなぜこう言うかという、この町は一次産業以外に生きていく方法が今のところないと思っております。そして、その方々には後継者対策ということも含めて非常に大きな課題を抱えております。ですから、来年度から見直す段階で、ぜひ農林水産課というものをきちんと確立して、そこに、今産業振興課見ますと、一人の職員が片方では畜産やりながら片方で観光と。非常にだれが見ても、これはちょっと場当たり的と言ったら悪いですが、あまりにもこれは総括的な話で、職員も自分の専門性を勉強する暇がない場合もあると思うんです。ですから、この産業振興課の中、農林水産課というものをきちんと独立させていただいて、なおかつそこに今変更のある農業委員会との絡みもありますので、そして町民の方々がおっしゃることは、真柄さんと、ちょっと田んぼ靴でちょっと汚れてでも行って、直接の相談をすぐ聞いてくるような形の農林水産課というものにしてほしいかと非常に言われています。もし違うというのであればまた、直接聞いていただければ結構ですが、私もそういうある程度の方々の声を集めれば集めてきますが、そのくらいやっぱり、身近に入っていきたいんだけどなかなかそれができない。そして、一農政係では相談するのも大変だということがありますので、重ねて来年度から農林水産課という形で再編する考えがあるのかどうかお聞きしておきます。

それと、今、企画の形ではまちづくりで機能は十分果たしてますよというお話ですが、しかし、まちづくりというのは、今の地方創生なり、今の国から来る事業を展開するだけのものではありません。本当の企画力ということから言ったら、これは大変誤解あったら悪いんですが、本来の企画調整の能力をきちんと与えたとしたら、やはり私は課長を置いて地元の出身の方々が、きちんとその業務に携わるのが、町長これが企画としてのまちのあり方としたら、別に今の参事どうこうではないですよ。ただそれをまちづくりのそこ分野の中だけじゃなくて、これはさっき言った産業振興なり、それから商工観光、今は新幹線来るので非常に話題になってますが、この企画の部門だっていくと、産業振興と企画がどれだけリンクしてるかによって、全然まちのパワーというのは違ってくるわけですよ。ですからですね、それであればまちづくり推進室をもうちょっとわかる形で私は町民にも説明していただき、そこでどんな仕事をなされているのかと、そして目的は、どういう形で目的の推進室だということはやっぱりきちんと説明する責任があるし、できればそれに関しては、この本町の職員からきちんと責任者を選ぶということが大事じゃないかと思いますが、その点についても再度お伺いします。

それから総合案内についてですね、ただ町長、これからますますですね、こういう時代になるし、なおかつ職員も多忙だという中で、逆に、前回から選管のほうでいろいろと町民の希望を聞いて、期日前投票を下におろしたら、あれだけのかたちで町民は来やすくなる。これ事実なんです。だからあその場所が、行ってすぐ相談できる場所があれば町民の来庁もやはり増えると思いますので、他の市町村に先立ってですね、やはり町民に対して優しいガイドをするきちんとした庁舎だということもこれ大事だとしますので、その点についても、先ほどの答弁ではわかりましたけど、その庁内の中でもどうしたらいいかということは考えていただいて、それは早急にまたですね、案を練って

いただきたいと思います。ぜひ檜山で一番町民に優しい庁舎というものをつくり上げていただきたいと思います。再度答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをしたいと思います。まず、この産業振興課の件でございますが、現在、この産業振興課につきましては、支所も含めまして、課長を除いて、農業では8名、漁業では5名という専任の職員を配置して業務にあたらせております。この人数につきましては管内でも1番充実した体制ということでございますし、また係長以上につきましても、議員ご存じのとおりですね、十分農水行政に長く携わって精通している職員を配置をしているところでございまして、議員の言っているスペシャリストといってもいいのではないかとということで、専門性を重視した人事ということになっているかと思えます。また、その上、産業振興課ばかりでなくて、各部門に、これまでも、医療問題対策として過去には田村主幹、それから保健推進では野邊主幹、このあいだ帰りました福祉で神成係長、農業の関係につきましては、農業ビジョンをやっていた下堀参事、今回水産でこの水産振興をやっていた松村参事と先ほど申し上げました、地方創生の関係では、黒澤参事。非常にこの、その時々課題に対応するために、しっかりとしたスペシャリストをお願いして、業務に支障のないように対応しているところでございます。

二つ目の質問でしたが、この企画の関係でございますが、しっかりとした企画政策を企画するかというようなご意見であったと思いますが、実はこれ23年に統合したということでございますが、当時の体制は、企画調整課長を除きますと3人体制で、現在のまちづくり推進室であります。これは4.5人ということで、大幅に充実をしてその役割を果たしていただいているということでございます。したがって、あまりこの形にこだわらないで実際にこの仕事をできる体制ということに重きを置いてということで理解をしていただきたいと思います。それから、この産振に多くの農家の皆さんがいつでも相談できるようにというその体制はですね、ずいぶん進んできたというふうに思っておりまして、役場の産業振興課にはずいぶん農家の皆さん方が来るようになっております。ただ、見ますと言うと、これはそれぞれ役割がございますので、やはり役場の役割あるいは農漁協、こういったこの役割、それから実際のこの農漁業者の役割ということがありますが、どうもこれが、ひとつになってしまって、みんな役場ということになっている感もなきにしもあらずということも見受けられますので、そのへんについては、十分そういったことも含めて対応している現状にあると、対応できているのではないかとというふうに考えているところでございます。いずれにしても、当町は1次産業が中心、基幹産業のまちでございますから、この農漁業、林業も含めまして、こうした産業の振興につきましては、これからはしっかりとした体制を整えながらですね、先ほど28年以降の話もいたしました、しっかりと整えながら対応してまいりたいと考えておりますことご理解いただきたいと思います。

正面玄関の案内でございますが、1回目の質問でもお答えをいたしました。できるだけ住民の方が迷わないで目的の場所に行けるように、案内板の改善やら。いろんな面で対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 議長、今2回目の答弁で私は最終的に農林水産課をもう一回作るのかとい

う話に関しての答弁と、それから地元の職員をきちんと今の企画の方の中で、その質問はしてるんですが答弁いただいております。3回目に私もう一度その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。それじゃあ答弁漏れということで2回目の質問に対する答弁の補充をさせますか。

○8番（真柄克紀君） できれば、そうしていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） もういっぺん仰ってください。答弁漏れの中身について。

○8番（真柄克紀君） 28年から見直すという中で、農林水産課という形できちんと立ち上げるのかということが一つ。産業振興課をある程度分野別に、産業振興課の事業の中からそういう形で立ち上げるのかということが一つと。

もう一つは、企画調整ということであれば、今の方々に対してどうこうじゃないけど、やはり地元の、地元というかこのまちの職員をトップに上げるのが企画とした場合には、まちの考え方としてはいいんじゃないかという、この二つの質問をしております。それに対して答弁を求めたわけですね。

○議長（菅原義幸君） それでは町長、再質問に対する答弁の補充をしてください。

町長。

○町長（高橋貞光君） まず28年以降、今、検討中ということを申し上げました。できるだけこの効率のいい組織体制に見直したいと考えております。それから、この職員の育成といいますか、そういった部門で企画課のトップは地元の職員でということではありますが。これは、職員の人材育成につきましては、これからも進めていかなければならないと。ずいぶん私としては育ってきてるなという実感をしております。したがって、議員おっしゃいましたような状況が間もなく出てくるものというふうに思います。まちとしましては、この専門職員の養成につきましてもですね、随時、毎年ですね、道に派遣をしてしっかり養成しているところでございまして、ことしも、水産の知識を習得するために、2年間、道の水産林務に派遣をして勉強させるということにいたしました。このように非常に個々の能力がまち全体の行政の振興あるいは産業の振興には、直接関係をしてくるということでもありますので、しっかり優秀な人材を育てて、その任にあてさせたいと思っております。ただ、すべてですね専門職員ということになりますとこれは人事もできなくなりますから、その辺も十分バランスを考えながらやらせていただきたいと思います。そういった部分については、私に一つお任せをいただきたいと思いますと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番 直接具体的なお話ありませんでしたが、いずれにしても産業振興課を含めてですね、きょうの議論に沿った形できちんと対応するということでございますので期待しています。もう一つですね産業振興課長に大変私申し訳ないんですけど、振興課長のあり方とかそんな意味で言ってるわけではございません。ただ、大変幅広い中で、これからこの一次産業をどうしていくかということになりますと、やはりこういう、私としては提案をさせていただかなければならなかったことでご理解いただきたいと思います。

それと、町長、職員、私もわかります。道にも勉強させてるし、派遣もさせてる。ある面では職員というのはその専門性ばかりじゃなくて総合的な活力それから、能力というのを求められるわけで

すから。ただ、先ほど言いましたとおり、やはり、例えば畜産と観光とか、こういうのはなかなかこういう分野をね、無理して、無理してというわけではなく、人がいないということも含めて、そういうことも含めて機構改革は、再度、必要に応じてやらなければならないと思いますし、これはまた、たまたま先ほどの行政でありましたけど、これ直接産業振興課の件じゃないですけど、確かに事業をいっぱい出していただいております。しかし、建設水道課の中でこれだけの事業が1日に出ると、これがだめだというわけではないですよ、ただそこの方の職員も相当、今言う時間もない中で仕事をさせてとこれも事実でございます。この辺につきましても、機構改革の中でいろんな形で検討していただければありがたいと思います。いずれにしても、一次産業中心としたまちづくりに新しい機構が対応できることを心よりお願い申し上げて一問目の質問を終わります。

○議長（菅原義幸） 町長。

○町長（高橋貞光君） 行政報告で申し上げたこの事業の発注でございますが、4月5月、実は11億を超える事業を発注しております。大変職員には、苦勞をかけておりますし、まちとしましては順次ですね、計画的に事業発注していきたいという思いもございましたが、これは実は、国、道の発注が遅れていると、事業者側ができるだけ早く出してくれと、労務者を抱えて大変だということで、我々としてはそうした要望を真摯に受けとめて、発注を急いだということでございまして、決してでたらめにやったということではありませんのでご理解をいただきたいと思います。

また、この組織につきましては、これまでもそうありますが、しっかりと職員の適材適所という部分も考えながら、町政推進がスムーズに、しかもレベルの高い状況で行えるようにこれからもしっかり取り組んでまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） それでは、開会から1時間以上経過しました。真柄議員の一般質問の途中でありますけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を続行いたします。

真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） それでは、提出してあります2点目の質問について一般質問させていただきます。高レベル放射性廃棄物の自治体向け説明会についての質問でございます。6月1日に、国が札幌で行なった原発からの核のごみの最終処分についての説明会に、町長は職員を参加させたということですが、町長はどのような考えからこの説明会に職員を参加させたのか。また、この参加にあたってどのような組織の方々と相談し参加を決定したのかどうか、その事実があれば相談した事実があればそれについても伺いたしたいと思います。当町周辺は泊、大間と、せちな町民にとって大変関心の高い問題に直面してありますが、町長はこれらを含めたこの核の基本的な考え方について、就任以来町民に対してその姿勢は示しておりません。現在基本的にどのように考えておられるのか、この点についても伺いたしたいと思います。

以上2点についてまずお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君）

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。ご質問の6月1日に国が札幌で行った説明会とは経済産業省が6月1日、翌2日合わせて3回開催した高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する説明会である、北海道における自治体向け連絡会のことかと思いますが、当町からは2日午後の説明会に職員1名が出席したところであります。担当レベルの会議につきましては、担当課長が出席を判断することとなっておりまして、今回は情報収集という観点から説明会の出席を判断したということとであります。次に、泊と大間の原子力発電所に関する質問であります。東日本大震災以降、原発に対する安全基準の見直しや、安全対策が叫ばれているところであります。原子力発電所の建設や運転再開に関しましては、専門知識と経験並びに高い識見を有する方々が委員となっている、環境省の外局である原子力規制委員会という機関が設置されております。そこで適切な判断がされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今、私町長の答弁聞いて大変びっくりしておるんですが、ということは、これは町長が知らない内に担当課長が独断で参加を決めたというふうに判断してよろしいんですか。この核問題、核問題というよりこういうデリケートな問題は、せとな町は言うまでもなく、大変豊かな自然と、安全な環境の中で、その自然に育まれた一次産業中心に、その産物を全国に供給して生き延びていく。これについては町民の方々誰もが理解している明確な事実だと私は思っております。そういった、まちの置かれる環境の中で、いくら説明会とはいえ理事者がわからず、ということは当然議会、議長にもこの参加の報告等は議会にはしてないというふうに理解してほしいですね。相談とかしてないんですね、議会に対しても。これは後で答弁いただきます。であれば、私は、町長、これからのまちの将来の町民の不安というのは非常に強いものがあると思うんです。現実に道新でこれだけの記事で載ってるんですよ、みんなが読んでるんですよ。なおかつ、檜山の自治体の中でせとな町だけが参加、参加者するのがいい、悪いはこれは別問題です。ところがほかの自治体は参加せず、せとな町は担当職員の判断で参加したということになれば、これは町長、町民に対してどういう形で参加したのか説明ってできるんですか。この町長の執行方針の中でも、11ページで再生エネルギーの推進について、町の可能な限り支援を行って地球温暖化に取り組んでいきたい。また町長、議員時代には自然エネルギーの会長として、また町長の実家というか自分の息子さんのところでも、養豚という形で自然環境の大切さ、また町長の後援会長のデイリーファームにしたって、酪農となれば、こういう核の問題は非常に私はデリケートで、なおかつ繊細な問題だと私は思ってます。そんな中で、今お話を聞くと議会にも相談なく、なおかつ町長も担当課長に任せただけでこれに参加したということに関する説明は、町民は、私は理解できないと思います。その点につきまして、相談していたか、していないかの事実と、なぜ、町長は知らない中で、帰ってきた後に、こういう新聞が出たのに議論をされたんですかということを含めてですね、町長の今の考え方を再度お伺いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。まず、この種の会議いろいろございます。としてもこの時間をつくって、出席をしなければならない会議。あるいはこの時間があつたということで出席する会議といろいろあるというふうに思います。これは、今回の会議は後者の方であると思っておりますが、議員、今すいぶん飛躍をした考え方でおっしゃいましたが、これは私も今風力発電を一生懸命推進しているという立場でありますから、これはまったく引き受けるとか、引き受けないとかということではございません。ただ、後で聞いたわけではありますが、この連絡会の、説明会の趣旨であります。これは原子力発電所に伴って発生する高レベル廃棄物の最終処分について、国や国民や地域の理解と協力が不可欠ということで、全国的な情報提供を進めているということでございまして、これは全国の都道府県で実施していると聞いているところでございます。そして、会議の内容でございしますが、これは先ほどいいましたようにこの原子力発電の運転に伴って、廃棄物が、高レベルの放射性廃棄物が発生すると。これを安全に最終処分するには地層処分が国際的に共通した考えであると。必要性や安全性について考え方や知見を、国民と共有していきたいという話であつたと聞いております。したがって、引き受けてくれとか、どうかという話ではないと。ただ、いろいろな会議がございしますが、これはこの会議のタイトルで判断をするというよりはですね、やはりしっかりその内容を情報を得て判断するというのが、これが我々としてはとるべき姿勢と。いろいろまちによっても考え方があると思いますが、私としてはそういう考えでいることでご理解をいただきたいと思います。

通常、町にさまざまな会議の案内がございします。これは担当レベルで判断するもの、課長レベルで判断するもの、また、まちが町長が判断するものといろいろのその会議によってさまざまでございます。これは議会に判断をお願いするという案内は今のところもらったということはございません。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今、町長の方から大変私の考えが飛躍してるというお話でしたが、私は全くそう思っておりません。どういう形であれですね、今この地方創成の中、なおかつ各自治体が生き残りをかけて必死でまちの特徴というものをきちんと出していく中で、やはり、この説明会といえども、それに参加したということは町民は事実として、なおかつ今はネットの時代ですから、どこのまちはどこから来てどうだこうだ、いろんな情報がすぐ知れ渡るわけです。それで、私が一番心配するのは、この一次産業をきちんと守って、この環境の豊かな中で、まちを存続させていくという町民の方々に参加した以上はきちんと説明する責任が私はあるんじゃないかと思ひます。ただ行っただけだから説明する必要がないというのは、私はちょっと町長の考え方理解できませんし、それとやはり今の段階でこういう問題に関して私としては、こういう所見を持つてるということをきちんと町民に示すべきじゃないですか。さきほどは、どこかの組織がこうしたことが、それが町長の言葉として現段階でこういう問題に関してはこう思ひてますよということは、私は町長、これを機会に町民に今のスタンスを、それがいいか悪いかは別問題です。そういうことをきちんとする。逆に言うといい機会なんじゃないかなと私思ひうんですけども。それについてもう一点どう思ひているか伺ひます。

それとですね、やはりこういう会議、町長が今言うように事務的に割り切れる会議と割り切れな

い会議、現実問題あるんですよ。だからこういう話になるので、その辺については最終的には職員を出した以上は町長の責任として、きちんとまず説明していただきたい。今の話でいくと、別に会議に出るのは出た後でいろいろあるかも知れないけど、こういう形でしたらいろんな問題でもそういう形で処理されてるのかというふうに思っちゃう点多々ありますので、特にこの核の問題というのは、どういうことが言われたって、前回私たち議会が、今の震災のゴミの問題、焼却。あの時も、結構特別委員会で議論したときも、町長はあまりそこに対しても積極的な発言、私は、核とかこういうものに対しては町長も慎重だし、なおかつ、やはりこの地域の自然等を考えた場合、やむを得ないのかなという形で判断してきました。それが今突然このような形で参加しましたよと。それは、行けばそれは行っただけで情報を得るだけであって、やる話じゃないよということですが、現実には各自治体はいろいろ考えた中で、参加を判断しているわけですし、これだけの記事になった以上、町民も関心を持っていますので、この点については何かの形で町長きちんと、私は説明していただきたいと思います。町民に対するきちんとした説明するという気持ちがあるのかと、それと今の段階でのこの問題等についての、今の周辺を含めた問題についての所見を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは、お答えをいたします。実はいろんな懸念を議員おっしゃいましたが、実はですね、北海道には北海道条例というのがございます。これは特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいとなっておりますので、これはもう全然心配するような部分ではないと思いますし、私もこれまでも言うておりますように風力発電、自然エネルギーの風力発電はすいぶん進めておりますが、この件に言及したことはないと思っております。したがって、いい機会をいただいたと思いますので、当然そういった道の条例もありますから、それは不可能ということになるとは思いますが、そういうことはないと思いますが、私がやっている以上、そういうことは絶対にないということは断念しておきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 質問は3回までとなっておりますが、議長が特に許可する場合はその限りにあらずということです。いいですか。

真柄議員。

これは特例でございます。

○8番（真柄克紀君） 再度答弁をいただきます。まず一つは、やはりこういう問題はきちんとある程度のルールの中で相談、庁舎の一担当という形の中で、それで判断させるということに対してまず私は町長、若干この今の町長の回答に対して非常に不満を持っています。こういうデリケートな問題の場合、やはり全庁的な形でまず議論をする必要が、それと報告も必ず町長まで、こういうものがきますよということで上げなければ、こういうような質疑になってくるんじゃないかなと思いますので、その点についてまず会議のあり方なり、その各出席についてご理解いただいて。それと、やはり私はこういう問題はですね、許可じゃないですけどある程度こんな会議に行くんだという報告はやっぱり、先ほどから、両輪であるという議会、3回ほどでてます。両輪という形で。であれば、これはなぜかという、議会も非常に住民に対してデリケートに対応しなきゃならない問題になってくるんです。ですから、それについての、私は配慮は必要でなかったかなと思うんで

すが、その点について再度お伺いして私の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今回の説明会につきましては、先ほども答弁申し上げましたように、情報収集したということだけでございます。この後どうするのかというような進む話ではございません。したがって、その程度の話でありますから、議会にもお諮りをしていないと。ただ、先ほども言いましたように、道の条例があつてそういうことは事実上ないということでございますし、私の考えもきちんと申し上げたところでございました。もし、その考えが変更するようなことであれば、当然これは議会とも相談しなければならないと思っておりますが、そういった状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○8番（真柄克紀君） 議長。今の発言でその程度のという発言は、私は取り消していただきたいと思ひます。後で議事録精査してください。

○議長（菅原義幸君） 取り消すということの約束はいたしかねます。ただ議事録精査については、当然会議録を調整しますから、ご検討をしていただいて、次回の質問という展望もございますので、ご判断をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

午前中の一般質問はこれで終了し、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

3 番、江上議員。

○3 番（江上恭司君） 議長の許可がでましたので、2 点質問をさせていただきたいと思ひます。まず最初に平成 26 年 11 月 19 日に空家等対策に関する特別措置法の成立が通つて、そして 26 年 11 月 27 日に公布された。今回の特別措置法という問題なぜ行われてきたかという目的の中で、適切な管理が行われていない空き家が防災衛生環境地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを鑑み、地域住民の生命、身体また財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り合せて空家等の活用の促進をするものと目的で書かれております。その中で、この特別措置法の中で空家対策が二つに分かれております。空き家等と、もう一つが特別空き家等という二つに分かれています。まず最初に、特定空き家等の対策についてお伺いしていきます。特定空き家等対策は著しく保安上危険となる恐れのある状態。また衛生上有害となる恐れのある状態。著しく景観を損なう状態。

その他周辺の生活環境保全に図るため放置することが不適切な状態にあると規定されております。そういう中で、更にこの法案の中では、これに対する首長市町村長の権限が大きく拡大されております。立ち入り調査権、空家等情報の利用権、特定空家除去等、そしてその他の施策になっております。そこでまた、財政上の税制上も特典がありこれを進めることが必要ではないかと思えます。当町においても昨年空家対策の実態調査が行われたと聞いてますが、特に、特定空家になっているところについては、最近の異常気象、大雨、大きな風、台風その他によって住民に被害が出るのが考えられ、特別措置法に対してこれをどのように取り組んでいく考えを持ってるのか。まず1点目。

2点目として、空家対策、特定空家以外の空家対策をどのような形で行なっていくか。これは今、先ほど目的で述べたように管理されてない特定空家以外の空家、たくさんあります。この活用をどうしていくかと。これ先ほどの大野議員の質問の中でまちづくりの問題で利用しているところもたくさん出ております。その辺を含めた考え方をまず伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 江上議員の質問にお答えします。

まず特定空家等についてであります。昨年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、去る5月26日には全面施行となり、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインが示されたところであります。特定空家等について、特別措置法では4つの定義がございますが、まず1つ目は倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2つ目は、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目は、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、4つ目は、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、このいずれかの状態にある空家等が特定空家等と定義されているものであります。このガイドラインでは、特定空家等及びその所有者等に対する市町村の対応については、次のような流れになっております。まず、必要に応じての立ち入り調査を行う。次に、特定空家等の所有者等への助言または指導を行う。次、勧告の実施、その次に命令、そして最終的には、代執行という流れになっております。特定空家等を今後どうしていくのかという点につきましては、空家等の実態調査を昨年度実施したところでありますが、国のガイドラインが示される前の調査であるために、ガイドラインに沿った形での集計作業をこれから進めていくところであります。

次に、特定空家以外の空き家の活用方法についてであります。議員もご存じのことと思いますが、空き家バンクという制度がございます。この制度は、空き家の賃貸または売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介するという内容であります。空き家を放置することなく有効活用ができ、移住の交流拡大と定住促進による地域の活性化を図ることができる仕組みでもあります。まちとしては今後、地元の不動産物件取引業者と連携をしながら協定を結び、物件の情報集約や調査、案内、契約などの手続きがスムーズに安心してできるよう、空き家バンク制度の構築に向けて検討をしてまいりたいと考えておりますことで、ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 2回目の再質問として、去年調査したときには、まだ国の法律ができてい

なくて、調査はしたけれど、それでまず調査した内容、空き家がどのくらいあるのか含めて聞きたいのと。それと特定空家についてはさっき言われた4つのガイドラインでこれから実態調査を行うと言われましたが、この法律に基づいて対策を立てる場合、市町村は基本趣旨に即して、空家等対策計画を定めなければならない。そしてその他その作成及び実施に関する協議会を組織するとなっています。6条、7条で。都道府県はそれを援助するという形になっているので、その辺については、うちとしてはどういう形で計画を作り、協議会を作っていくのか2点目にお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず、この空き家の本町における状況であります。全体では418件、内訳は北檜山区が164件、瀬棚区39件、大成区215件となっております。これをこれから新しいガイドラインに沿って、特定空家等とそれ以外の空家に分けることになろうかと思えます。先ほど議員の質問にありましたように、市町村による計画の策定等が必要になってまいります。これにつきましては、国が示されている施策の概要のとおり、まちも進めていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 国のこの法律に基づいた形のあれで進めていくという答弁ですけど、具体的にいつごろまでにこれをやるとする考えがあるのかどうかというのと。もう一ついわゆる空き家と言われるところが418件、ただ特定空家との関係はまだ決まってないから、空き家についての利用方法はやっぱり早急に検討していただきたい。というのは、先日農協の理事者方とお話したときに研修で来る人とか、仕事で来る人とか、なかなかアパートやなんかがないと。そういう点でぜひそういう対策をとってくれて、行政のほうでそういう空き家を利用出来るならやってほしいという話も、先日農協との理事の懇談会の中で話が出てましたので、ぜひその辺を含めた対策を早くお願いしたいと思えます。

よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

そうした一連の国のガイドラインに沿った計画の策定等につきましては、出来るだけ早くやりたいと思っております。空き家バンクにつきましても、これは、ことし中にしっかり対応したいと考えているところでございます。先ほど利用をしたいというような状況もあるというお話がありました。我々としてもその情報につきましては把握しております。利用出来る空き家につきましては出来るだけ利用していただけるようにそういうことでこれから進めてまいりたいと思えます。また特定空家につきましては、これはさまざまいろいろな難しい問題もございます。最終的には代執行という形になろうかと思えますが、残念ながらこの解体費用が所有者に求めるということになっておりますが、なかなかこの辺は難しいということでございまして、代執行は進まないのではないかと危惧されているところであります。この点につきましては、国の財政措置等を町村会としましても、要望しているところでございまして、その辺の財源の確保ができなければなかなか進まないという事情もございます。なるべくそうしたことが解決されるようこれからもいろいろと努力してまいり

たいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） では2つ目の質問をさせていただきます。

介護認定者の問題についてです。今年の4月から第6次の介護保険制度が始まりました。せたな町も第6次介護保険事業計画をことしの3月まで作って、これを4月から実施している計画の中で、今までと違って大きく変わった点が要支援者という人たちの問題が今度は今まで要支援者1、2という認定受けていた人方が介護保険から外されて、訪問介護、通所介護を介護保険給付から外されて市町村での主体である地域支援事業の中の新しい介護予防、日常生活支援総合事業というのを受けて、ボランティアや民間の人方と一緒にこの人方をケアするという形で介護保険から外された。せたな町では介護計画の中にも書いてあるように平成26年には、要支援者1が105人、要支援者2が62人、合わせて167人、26年にはいた。その人方が現在でもその人方の訪問介護55名、通所介護40名の人がサービスを利用している。今後の計画も見えますと150人前後で、その要支援者という人は推移していくだろうという計画が出されている中で、介護度が1から5が今度要支援者、いわゆる少しでも寝たきりを防ぐために、軽いうちからいろんなことをやって寝たきりを少しでも防ぐという目的で作られたんですが、残念ながら今回この介護保険から外された。そういう点で、これにはすぐにやれということではなくて3年間の余裕があるよという中で、せたな町では2017年4月、最後の年から地域支援事業の中の新しい介護予防日常生活支援事業に移すとなっています。それで、今までは介護保険からそれらの給付が出たのが今度は市町村負担額になる。昨年14年までは市町村の上限が決められていた。2%という形で。15年からそれが取っ払われると上限が。そういう点からいって今までどおりするとしたら市町村の負担が増えていく。そういうことを考えるなら市町村の格差も出てくるだろうという問題含めて、やはり要支援者の人方も非常に厳しい生活の中で、今までどおりのサービスや利用料でやってもらうような形の事業を展開できるのかどうかというのが一つ目の問題です。

それから二つ目の問題で今回大きく変わったのが、利用料の2割負担と補足給付金が打ち切られる問題であります。個人所得が160万以上あれば2割負担になる。年金がということです。また、低所得者が介護施設を利用する場合、食事医療費を軽減する補足給付、これの縮小、打ち切りが出てきた。そういう中で入所者本人が低収入、少ない年金であっても世帯分離している配偶者が住民税課税の場合、それから預金等が単身であれば1,000万円、2世帯であれば2,000万円を超える場合、それから障害者年金、遺族年金を非課税年金の収入とみなすという形で、いわゆるお金を持っていれば補足金は打ち切ります。これをどういう形で町村としては、それを進めていくのか。その辺をまず最初にお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

江上議員のただ今の質問、若干いただいていた質問とニュアンスが違うというような状況もございますので、まずはいただいた質問に沿って答弁をさせていただきたいと思います。

介護保険法が改正され、要支援1、2の方を対象とした予防給付のうち訪問介護、通所介護を介護予防、日常生活支援総合事業として、国が定めた2017年4月までに実施することになります。

現行の介護保険事業所が提供する訪問、通所介護サービスと地域を主体としたボランティアなど多様な支え手による訪問、通所型サービス、配食等の生活支援サービスなどの実施を考えており、要支援１、２の方と介護支援専門員とで話し合い、利用者に即したサービスを選択して利用することとなります。前段については、今後、介護保険事業所を指定し、専門的な知識が必要な身体的介護、生活援助、機能訓練等について依頼することになりますので、現行の単価を基準にして利用者負担については、大きな差異が生じないように今後検討していきたいと考えております。また、後段の今後構築して行くことになる町内会等のボランティアによるサービス、例えば買い物とかゴミ出し、調理や配食、安否確認、サロン活動などにつきましては、専門的な資格や知識が無くても行えるサービスと捉えており、ボランティア団体、町内会、女性団体、福祉教育関係機関、商工建設業者からなる委員で構成された、せたな町生活支援ささえ合い協議会の中で、サービス内容と料金の整備についての協議が始まったばかりでありますので、詳細につきましてはこれから決定していくこととなります。

次に２つ目のご質問であります。平成１２年の介護保険制度の創設以来、所得に関わらず介護サービスの利用者負担は１割となっていました。保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度なる負担を避けるとともに、高齢者世代での負担の公平化を図るため、一定以上の所得のある第１号被保険者の利用負担割合が２割に改正され、本年８月から実施されます。この負担割合は、被保険者本人の前年の課税年金収入、合計所得、住民税課税状況と被保険者の世帯の住民税課税状況等から決定し、介護サービスを利用する際に確認できるよう介護保険負担割合証を交付する準備をしております。また、特別養護老人ホーム等を利用する被保険者の食費、居住費については本人負担が原則となっておりますが、住民税非課税世帯の利用者には、申請に基づき一部を補足給付しています。在宅で生活している方との公平性を図るため一定額以上の預貯金を保有している方、課税されている配偶者のいる方は、この制度の対象外とするよう改正され、これも本年８月から実施されます。国が示したとおり、本人の申告を基に被保険者の所得を確認することになりますが、申請書に配偶者に関する事項も記入してもらい、預貯金などの写しの添付を求め判断することになります。もし仮に不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、プラス最大２倍の加算金を課すことができるよう法律で定められておりますので、本制度について十分説明をする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○３番（江上恭司君） 今一つ目の問題で、要支援者の場合選択制で、そして身体的な介護サービスその他を含めては専門的なところで今まで通りやってもらいます。そして今作られている協議会によってボランティアやいろんな形でのゴミ出しを５００円にするとか、そういう形で今までと変わらない形で料金も設定していきたいという答弁されていますが、選択制であろうと何であろうと実際に市町村が今度負担増えてくるんです。介護給付から。そういう問題で心配されるのは上限額が取っ払われた。そしたら市町村の負担が増えてくる。そういう点で今までどおり増えてもやるといふ考えなのかどうかという問題と、例えばワンコインでゴミを出します。これは特別資格がなくてもできるボランティアで出来ることです。だけど実際に通所介護やって、ゴミだけ頼みますと

ということにはならないわけでしょう。総合的な形での介護でゴミ出しも入るということを考えたら、本当にそれらの料金でやれるかどうかって問題は、やはりもっと検討する必要があるんでないかと思います。それから二つ目の問題として施設に入ってる人含めた補足給付の打ち切りの問題。本人申告です。もし本人がでたらめな申告した場合、加算金含めてありますよっていう話なんですけど、実際に施設に入ってる人方は高齢で、判断できないと思うんです。どういう内容か含めて、その辺はきちんと家族や後見人含めた人を交えた形での説明をして、申告してもらうような形にしないと本人に申告書をやって出しなさいよとはならないかと思います。その辺の対策もきちんとしていただきたい。必ず家族や後見人含めた問題のわかる人と一緒にできるような説明をしていただきたいということを2点目に質問して、答弁お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。まず、町内会をはじめいろいろとの支援をする支え合い協議会、この支え合い協議会がきちんと体制をとって機能するような仕組みを、これから作らなければならないと考えて協議を始めておりますが、これは、かなり十分な準備をして対応をしなければ、この十分なサービスを提供できないということになります。まずこれが一つ難しい部分であると思います。しかし制度がこういう状況でございますので、町内会はじめ、各そうした団体のボランティアをしっかりと構築していくという努力をさせていただきたいと思います。それから補足給付の関係でございますが、これは、先ほど言いましたように利用者の申請であります。この罰則規定もありますことから、利用者がしっかりと判断できない場合も当然でございますので、これはしっかり丁寧に対応して、あとでそういう問題が起こらないように取り組みたいと思いますが、ただこれはあくまでも本人の申請でございますので、なかなか正確に把握をするのは難しい作業になると思いますが、しかしそういった制度でございますので、あとあとそういった間違いのないように、そうした事案が起こらないように丁寧に対応してまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 3回目に入らせてもらいます。

僕、要支援者の問題で町村の財政負担が増えるんでないかと。増えても今までどおりやっていくって問題含めて、それから支え合い協議会を作ってこれからいろいろな形で進めるといいますが、やっぱり無償ボランティアは無理です。長続きしません。そういう点ではきちんと有料含めた形でのボランティアをしていかないと、これ一時は無償でできますけど、長続きするとしたらこれはできなくなるので、その辺きちんとしていただきたいという問題と。もう一つは先ほどの所得の1,000万、2,000万の問題で、本人申告出しましたと。こういう申告です。それに対して町は、例えば預金を調べるとかそういうことを含めたことはするべきじゃないし、しないと思うんですけどその辺の答弁をもう一度お願いして、終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをいたします。

まず町村の負担が増えるのではないかと、要支援1、2の関係につきましてそういう質問がございました。これにつきましては、国のほうでは交付金において対応するということになっております

が、ただ、これもまだきちんと全体像が見えてないというのが実態でございます。したがって、我々としては利用者にサービスが提供できないという事態だけは避けなければならないと思っておりますので、その辺できるだけ国にしっかり要望してまいりたいと思いますが、しかし不足の部分については、これは当然まちがやらなければならない。そうした事業であると考えております。ただ今回3%以内という上限を撤廃されておりますけれども、それで当町におきましては、残念ながらそういう意味では上限額が増えないという試算になっております。これにつきましては、高齢者の75歳以上の伸び率を勘案して算出するとなっておりますが、現状、高齢化率は上がっているものの高齢者人口がマックスとこういことで、伸び率が見込めないということからそういう状況にあるということをご承知いただきたいと思います。それから預貯金は申請ということになります。まちとしては、この貯金がいくらあるのか。あるいはこの預貯金に含まれるものとしては有価証券であるとか、金、銀、投資信託、タンス預金というものが含まれますが、この部分についてしっかりと家宅捜査をするというような状況にはなりませんので、これは本人の申請を尊重する。丁寧にこの事業の説明をしながら申請書を書いていただくことになるのではないかと思います。それと重要なのは要支援1、2に対応するボランティアの関係でございますが、これは一番難しい部分になるのではないかと思います。当然、地域の町内会の皆さんにも大きな役割を果たしていただかなければならない。しかし町内会のない地域もあるわけございまして、そういった部分をどうカバーしていくかということにつきまして、これから十分検討を加えながらしっかり対応していかなければならないと思っております。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 報告第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、報告第1号 繰越明許費の繰越しを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その1の1ページからでございます。

本案は繰越明許費の繰越しについてでございますが、平成26年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越いたしました予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案書その1の2ページでございます。内容の説明の前に、本件につきまして字句の誤りがございました。この点お詫びを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは説明をいたします。平成26年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。各事業につきましては、すでに平成26年度中に繰越事業として議決をいただいたところで

ございますが、各事業に係る翌年度への繰越額が確定いたしましたので報告をいたします。

翌年度繰越額でございますが、２款総務費、１項総務管理費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業１億７５２万９，０００円から８款土木費、４項港湾費、瀬棚港修築事業負担金、５２８万円までの合計１億１，８１７万５，０００円を平成２７年度に繰り越しをいたしました。繰越額の財源内訳でございますが、合計欄で説明を申し上げます。平成２７年度において収入を見込んでおります財源といたしましては、未収入特定財源が１，１６０万７，０００円、平成２６年度から２７年度に繰り越しをする財源として、一般財源で４，５９０万円となっております。なお、既収入特定財源６，０６６万８，０００円と一般財源４，５９０万円の合計１億６５６万８，０００円は、先ほど午前中でございますが、町長が行政報告を申し上げました平成２６年度各会計決算状況における一般会計の翌年度に繰越すべき財源と一致をいたします。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終了しましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第７ 報告第２号並びに日程第８ 報告第３号

○議長（菅原義幸君） 日程第７、報告第２号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況と日程第８、報告第３号 株式会社北檜山観光振興公社の平成２７年度事業計画の承認の報告を一括議題といたします。

本２件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 報告第２号でございますが、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき平成２６年度株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。

次に１１ページ、報告第３号でございますが、株式会社北檜山観光振興公社の平成２７年度の事業計画の承認報告についてでございますが、同公社の平成２７年度事業計画を承認したので地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それでは報告第２号の株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について報告をいたします。去る６月１日に開催されました株式会社北檜山観光振興公社の定期株主総会において第２１期の事業報告及び決算報告。第２２期の営業計画及び収支予算額が異議なく承認され、地方

自治法の規定に基づき経営状況に関する書類の提出がありましたので、内容の概要をご説明いたします。

それでは議案のその１、４ページをご覧ください。第２１期事業報告並びに決算報告であります。最初に会議関係であります。４月３日の現金監査から平成２７年３月６日の臨時株主総会までの間、定期総会及び取締役会７回の開催状況は記載のとおりであります。事業関係では５月からはパークゴルフパックを開始、７月には第１６回温泉まつりを開催しております。８月にはホテルの経営改善指導のための地域おこし協力隊を受け入れ、１１月には情報雑誌北海道生活の撮影取材のほか、北海道のお酒と食材をクルー船で楽しむイベント、北海道大人のバルイン東京に出店をしております。地方貢献では、ふれあい市場をはじめ、交通安全運動への参加や檜山北高校、北檜山中学校生徒の職場体験を受入れ、せたなカップ雪合戦協賛など地域との連携を図っております。

続いて５ページの第２１期損益計算書でございます。最初に経常損益の部であります。まず営業損益において売上高は前年実績に比べ約１，４９０万円増の１億５，４７３万２，４７１円で、内訳は宿泊売上げ５，４４３万４，００４円をはじめ記載のとおりでございます。これに係る売上原価が４，１６０万１，１６３円となることから売上総利益は１億１，３１３万１，３０８円となります。一般管理費では６ページに内訳がありますが、役員報酬５０万円から保険料までの合計額が１億２，５８３万９４１円で、当期の利益はマイナスの１，２６９万９，６３３円となります。

次に営業外損益の部であります。営業外収益では指定管理料１，８５１万８，５２０円。これは税抜きでございます。ほか合計で１，８５４万３，５２９円であります。経常利益では５８４万３，８９６円となっており、法人税と引当額の２０万６，０００円を控除しますと当期利益が５６３万７，８９６円となります。

次の６ページは一般管理費の内訳で記載のとおりでございます。

７ページの第２１期貸借対照表でございます。資産の部では流動資産が６，８４３万１，４６３円で、内訳は現金１００万９，３９２円をはじめとする記載のとおりであります。固定資産は建物や備品などの５５８万３８３円であります。したがって資産の部の合計は７，４０１万１，８４６円となります。負債の部では流動負債が１，４７８万４，４７２円で、内訳は買掛金１，０２４万８，５６４円をはじめ記載のとおりであります。純資産の部では株主資本金が５，９２２万７，３７４円で、これは資本金１億円から利益剰余金のマイナス４，０７７万２，６２６円を差し引いた額となります。これら合わせまして負債及び純資産の合計は７，４０１万１，８４６円となります。

次の８ページは第２１期株主資本等変動計算書であります。資本金及び純資産の当期期末残高は、前ページで説明済みでありますので割愛をさせていただきます。

９ページは監査意見書で記載のとおりでございます。

１１ページでございます。続きまして報告第３号株式会社北檜山観光振興公社の平成２７年度事業計画の承認報告についてご説明をいたします。

１２ページをお開き願います。第２２期営業計画並びに収支予算でございます。最初に営業計画の宿泊部門でございます。送迎バスを活用し地域のすぐれた素材を生かした団体宿泊プランの推進、ホテルホームページによるＰＲやネット予約での新規顧客の獲得を図るとともに、禁煙ルームの確保やバリアフリー化した客室のＰＲを行い高齢者や身障者のお客様ニーズにも応えることにしております。宴会部門、レストラン部門では地元の食材を活用した魅力あるプランの提供や、パークゴルフパックの継続、

高齢のお客様に対応をした和室用高椅子、テーブルの利用を推進するとともにお客様に対するサービス向上を図るため接遇強化を図ります。温泉部門では温泉パスポートを継続実施するほか高齢者や身障者に優しい接客に努めることにしております。売店部門では宿泊者や日帰り入浴客への地元特産品の販売推進と純米酒よしこの販売を強化いたします。経営部門では経営管理の強化と顧客満足度の向上を図るため営業会議の継続開催のほか、職員研修の実施により接客技術の習得に努めます。地域貢献では開業20周年を記念し、地域や利用者の皆さんに感謝の意を込め温泉まつりの開催のほか、せたな町10周年記念事業への協賛など地域イベントに対する支援を引き続き行うことにしております。

次に14ページをご覧ください。第22期の収支予算でございます。売上収入では宿泊売上げ5,194万8,000円をはじめとする各部門の売上収入と、指定管理料などの営業外収入を合わせた合計額は前年度実績に比べ、約395万円の減の1億7,272万6,000円を見込んでおります。売り上げの減につきましては、朝夕食を含めた宿泊、レストラン、宴会、温泉部門で約430万円ほどの増となっておりますが、営業外収入で段階的な経営改善に取り組むための指定管理料として600万円、これは税込の600万円の減額が主な要因であります。

15ページは経費内訳書でございます。経費の合計は1億6,972万6,000円となっており、前年実績と比べ約210万円の増となっております。内訳は記載のとおりであります。食材原価率の見直しなどにより仕入経費で約300万円の減であります。パート職員の時給単価の増やホテル開業20周年記念に伴う広告宣伝費などの販売管理費で、約510万円の増となったことが主な要因となっております。これにより当期の予定総利益は売上収入1億7,272万6,000円から経費の合計1億6,92万6,000円を差引き300万円の黒字を見込んでおります。また観光振興公社の収支決算とは別に、参考といたしまして配布しております一般財団法人貝取潤温泉公社の平成26年度経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

報告第2号及び報告第3号は報告済みといたします。

ここで2時まで休憩いたします。もう少しとりますか。2時05分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第9 議案7号

○議長（菅原義幸君） 議案第7号は補正予算に関連いたしますので先に審議いたします。

日程第9、議案第7号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の65ページでございます。法案は、せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部が改正され低所得者に対する保険料の軽減措置が図られたことから、本条例の一部を改正しようとするのであります。

内容については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の66ページ目からになります。このたびの改正理由ですが、介護保険法の改正により公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが、新たに設けられるとともに、国の予算措置が行われ一般会計から介護保健特別会計の繰入れに関する負担等に対する考え方が本年4月10日付で政令で定められたことから、国の基準に従い保険料を改正するものでございます。

内容につきましては、第1段階のみの軽減となります。現在の基準額の調整率0.5から0.05減額して0.45とするもので、年額では2万5,080円を2万2,580円とするものです。公費負担割合は、国が2分の1、道と町がそれぞれ4分の1となっております。この額は本年1月時点の第1段階者の被保険者数1,200人に減額2,500円で計算しますと300万円となり、今回の定例会で補正をお願いしているところでございます。

次のページの新旧対照表で説明させていただきます。附則11項として平成22年度から平成29年度までにおける保険料の特例、第5条第1号に該当する第1号被保険者についての平成27年度から平成29年度までの保険料率は、第5条の規定にかかわらず2万2,580円とするを加えるものであります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては以上のとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 10、議案第 1 号 平成 27 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の 17 ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 1 億 6,648 万 3,000 円を追加し、総額を 9 億 3,425 万 5,000 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、昨年度に引き続き消費税率の引き上げの影響を踏まえ、暫定的、臨時的な措置としての臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る経費、町有林未利用間伐材伐採工事、流雪溝監視システム更新工事、町民体育館のスポーツ備品の更新や追加に要する経費のほか、行政執行上当面必要とする経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 改選後の初めての定例会でございますので、補正予算の内容説明の前にお手元の平成 27 年度せたな町一般会計補正予算第 4 号補足資料の扱いにつきまして、ご説明を申し上げます。この資料につきましては、一般会計の補正予算事項別明細書を要約したものでございまして、いわばダイジェスト版でございます。これによりまして一般会計につきましては、定例会に上程されます補正予算について説明を行っているところであります。また臨時会における補正予算につきましては、事項別明細書により説明を行なっております。なお特別会計、病院事業会計につきましては事項別明細書により、それぞれ担当課長、事務局長から説明を申し上げているところでございます。

それから度々で大変申しわけございません。訂正を 1 件お願いしたいと思っております。議案書のその 1、25 ページでございます。7 目企画費でございます。1 節報酬で、説明欄に創生有識者会議 11 人とございますが、これは繰越明許費で執行するものでございます。正しくは 6 次産業化拠点施設構想検討会議 14 人、もう一度申し上げます。6 次産業化拠点施設構想検討会議 14 人ということでございます。ミスプリントでございます。金額には訂正がございません。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは補正予算の説明を申し上げます。先ほどの補足資料の 3 ページでございます。歳出から説明をいたします。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 9 億 654 万 4,000 円の追加でございます。13 節委託料では、社会保障・税番号制度システム整理業務につきましては、社会保障分、住基税分それぞれに国が新たに基準額、仕様などを示したことから追加をお願いするものでございます。次に 6 目基金管理費では 11 万円の追加でございます。ふるさと応援寄附金として、道内在住お二方、道外在住お一人方から寄附がございました。意向に沿いましてそれぞれの基

金に積み立てをお願いするものでございます。14目諸費250万円の追加は、北檜山区寿町町内会の祭り用山車製作に対しまして、コミュニティー助成事業として追加をするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費790万5,000円の追加でございます。28節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、人事異動に伴います人件費の精査などのほか、財政安定化支援事業、法定外の繰出しをお願いするものでございます。介護保険事業特別会計繰出金では、人事異動による人件費、地域支援事業などについて減額をするほか、介護保険法の改正による低所得者保険料軽減のための繰出しについて追加をするものでございます。13目臨時福祉給付費1,700万5,000円の追加でございます。昨年度に引き続き消費税率の引上げに伴う影響緩和措置に必要な経費をお願いするものであります。なお、老齢基礎年金受給者への加算のつきましては本年度はございません。給付対象予定者につきましては2,285人でございます。2項児童福祉費、5目子育て世帯臨時特例給付費273万4,000円の追加は、臨時福祉給付費同様に、昨年度に引き続き消費税率の引上げに伴う影響緩和措置に必要な経費をお願いするものでございます。給付対象予定児童数は790人でございます。

次に4ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費944万円の追加でございます。28節繰出金では簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、老朽化により故障いたしました北檜山区東丹羽及び丹羽団地の流量計の取替えに係る追加でございます。営農用水道等事業特別会計繰出金につきましては、北檜山区小川地区配水池水位計の取替えに係る追加をそれぞれお願いするものでございます。4目環境衛生費では175万4,000円の追加でございます。13節委託料、害虫駆除業務といたしまして、スズメバチ等のハチの巣の駆除を業務委託するものでございます。例年180件程度のハチの巣の駆除の要請があることから、この件数を見込みでございます。委託金額につきましては1件1万円で、8,000円をまちが負担2,000円を駆除依頼者が負担するものでございます。なお、高所、高いところでの駆除作業時には2万円が加算されます。ですので合計3万円となりまして、2万8,000円をまちが負担するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費452万3,000円の追加でございます。13節では対象農用地の確定のため、中山間地域圏区修正業務の追加をお願いするものでございます。19節では農家の馬鈴薯重量選別機導入に対して支援するため、経営体育成支援事業補助金の追加をお願いするものでございます。2項林業費、4目町有林維持管理費600万円の追加でございます。地域材の生産供給体制を築くため木材加工、流通施設等への原木安定供給のための条件整備を目的に、これまで伐採されていなかった小径間伐材の利用のための伐倒集材経費を支援するため補正をお願いするものでございます。次に3項水産業費、2目水産業振興費553万5,000円の追加でございます。ウニ、ナマコなどの増養殖事業振興のため、日本海の漁業振興緊急対策事業の追加をお願いするものであります。

7款1項共に商工費、4目国民宿舎あわび山荘管理費470万9,000円の追加につきましては、老朽化いたしました給水給湯管の改修をお願いするものでございます。

5ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費8,150万円の追加でございます。国と北海道との協議に基づき、流雪溝監視システム更新及び流雪溝取水ポンプ流量計設

備改修の追加をお願いするものでございます。

9款1項1目共に消防費1,019万3,000円の減額でございます。補正の内容につきましては、別冊でも配付してございます檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、平成26年度繰越金によりまして、消防署費分の減額、消防学校入校負担金などの追加についてお願いをするものでございます。

次に10款教育費、3項中学校費、3目学校施設整備費139万6,000円の追加は、瀬棚中学校屋内運動場の床が腐食し損壊してございますので、危険な状況となっていることから追加をお願いするものでございます。次に6項保健体育費、2目体育施設管理費651万1,000円の追加であります。町民体育館のスポーツ備品につきまして更新追加をお願いするものでございます。

これらに係るます主な歳入でございますが1ページでございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金150万円の追加につきましては、低所得者介護保険料軽減に係る追加でございます。なお説明が前後をいたしますが、同じページの14款道支出金、1項道負担金におきましても同様に75万円の追加をお願いしてございます。

戻りまして13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金831万6,000円の追加につきましては、社会保障・税番号システム整備について追加をお願いするものでございます。2目民生費国庫補助金1,973万9,000円の追加につきましては臨時福祉給付金給付事業、及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の実施に伴う追加でございます。3項委託金、3目土木費委託費7,269万8,000円の追加につきましては、流雪溝施設の更新改修の追加によるものでございます。本委託金につきましても説明が前後いたしますが、2ページでございます。14款道支出金、3項委託金におきましても、同様に595万3000円の追加をお願いしてございます。

ページ戻りまして14款道支出金でございます。2項道補助金、4目農林水産業費道補助金1,046万7,000円の追加につきましては、未利用間伐材利用促進対策事業や日本海漁業振興緊急対策事業の実施に伴う追加でございます。

次2ページでございます。16款1項共に寄附金、2目ふるさと応援寄附金11万円の追加は歳出で説明したとおりでございます。

次に17款繰入金、1項基金繰入金、4目産業振興基金繰入金150万5,000円の追加につきましては、日本海漁業振興緊急対策事業に充当するための繰入れでございます。

19款4項1目共に雑入、621万2,000円の追加につきましては、北檜山区寿町内会の山車製作に対しますコミュニティー助成事業補助金や町民体育館スポーツ備品の更新追加に対するスポーツ振興くじ助成金などの追加でございます。

以上説明いたしました内容によりまして、一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

大野議員。

○10番（大野一男君） 25ページ、ただ今訂正のありました部分について質問させていただき

ます。27ページ企画費、6次産業のメンバーの会議費、メモが薄いので読み取れませんが、17万ですが、私先ほどの一般質問でも話しましたが26年度の補正で6次産業化拠点構想コンサルタント業務648万予算を付けてこの事業進んでいるのだと思うんですが、この6次産業化の構成会議のメンバー招集と補正で付けたコンサルタント業務との関連といいますか、トータルでは6次産業化に向けてどの程度まで、まちとして事業が進んでいるのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それではただ今の質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、補正予算におきまして、せたな町の6次産業化の拠点施設構想のコンサルタント業務、これにつきましては、事業発注化いたしまして現在進めているところでございます。それと、このたび先ほどまことに申し訳ございませんでしたが、訂正させていただきましたがこの報酬として17万円、14人の議員の皆様の報酬を見ました6次産業化拠点施設構想検討会議につきましては、現在この構成員につきましては14名の方から成る会議を作りまして、この中身につきましては、生産団体、それから事業者それから各種団体というところにメンバーをお願いいたしまして、それぞれから推薦をいただいた方で構成する14名の方々に加えまして、役場の担当課合わせまして24名から成る会議体を作って今後進めていこうとしているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） その会議体総勢24名で構成されるということですが、主に目的は何ですか。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） この会議の設置する目的につきましては要項を設置いたしまして、まちの地域資源を活用した6次産業化の拠点施設及び道の駅について当町にふさわしいという基本構想を取りまとめる内容になってございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 主体の内容が今ちょっと見えてきましたが、そのことと補正でコンサルタントに委託業務してることの関連についてもう一度説明いただきます。

○議長（菅原義幸君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 補正予算で既に議決をいただいております6次産業化の構想の委託業務につきましては、ただ今申し上げました会議で縷々取り進めてまいるわけですが、その委託した業者にコンサルタントに当町の実態といいますか、当町の実情をいろいろつぶさに調査していただきまして、今後それらを基にして、この検討会議申し上げましたが、その場でいろいろと協議をしていこうというものでございます。

○議長（菅原義幸君） 手が挙がらないようですので、ほかの方の発言を求めます。

熊野議員。

○11番（熊野主税君） 補足資料の4ページです。環境衛生費、害虫駆除業務ですが、おそらく今までなかったと思って、職員の方が何かしら、すごい恰好をして一生懸命やっていた業務なんだろうと思いますが、これに関して、1件8,000円という単価ですからさほど高いレベルじゃな

いということは、委託業者がそれぞれ3区にいてやっていただくようにするのか。それから今まではおそらく被害に被るかと言っていた住民が役場において役場で対応してたという図式だったと思うんですが、それを飛び越えて委託業者に直接お願いするだとかそういうルールもあるのかと、どうかということがまず一つ教えてください。これからいくと8,000円でもって実際には業者には1万円です。受益者負担2,000円はいただくんだという格好だと思うんですけども、その辺のシステムのやりかた教えてください。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） ただ今のご質問ですが、昨年度までスズメバチの巣の駆除でございますが、3区それぞれ職員と大成区につきましては、一部業者の方が対応していただきました。説明資料にもありましたけれども、トータルで例年180件程度ありまして、実情としまして職員の場合は2名体制で駆除作業に当たっております。駆除件数が非常に多いのと、それと職員だけでは、対応できない。例えば壁の内部に巣があったりだとか、高所作業車が必要な場合もありますので、これらも含めまして、通常の業務に支障がでているということで、今回補正をさせていただいております。委託の体制としましては、一応経験のある業者を選定したいと考えておりまして、北檜山区、瀬棚区で1つで対応していただく。大成につきましては、独自にまた別の業者ということで現在考えております。特別今まで職員で対応しておりましたので、新たに実施要綱を設置しまして対応していきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 熊議員。

○11番（熊野主税君） 今までもやってもらっていたという経緯もあるし、そのようにこの金額でやっていただければ、それはそれで。ただもう一つ、スズメバチ等と限定した害虫駆除業務になっているんですが、課長も知ってのとおり昨年から騒がれて、ことしももう騒いでおります毒蛾の問題があるんですが、それなんかの対応にもこういう委託業者を頼んで対応するというこの考えがあるかどうか教えてください。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） ただ今質問いただきました毒蛾の件でございますが、昨年の7月から8月に掛けて成虫が大量発生しております。本年度におきましても議員ご承知のとおり、すでに幼虫が大量発生している状況でございます。先月の最終の連絡員の発送に町民の皆さんに向けて注意喚起の周知を行ったところでございます。今回の補正をお願いしてますのでは、あくまでもハチ類を主に考えておりまして、毒蛾につきましては基本的には自宅の周りは、ご本人あるいは、土地所有者が駆除に当たっていただくことになろうかと思いますが、町に連絡をいただければ職員である程度のことは対応したいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○11番（熊野主税君） そのように対応していただけるということなので、スズメバチの駆除というのも、当然もし刺されたら命にも係わるということなので住民に対しての不安を取り除くという意味で、代わりにやっていた。一番被害になるべき方が自分でやればいいということになるんでしょうけども、それは、まちでそのようにやってあげますよってことから考えれば、毒蛾の被害も去年、何度も病院に行ったという住民の方がいると聞いておりますので、そういうことからすれば本

人で駆除できない、本人では対応できないということが、まちでやってやれるものならといいますので、今の課長の考えのとおりこれからもやっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） まちに連絡があった場合は職員で、議員からご指摘があったように職員で対応したいと思います。ただ、広範囲に発生している場合はどうしても職員で対応できない場合もありますので、そのような場所にはあくまでも近づかない、あるいは服装を気を付けていただくよう、また更に町民の皆様に注意喚起してまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 1点お聞きしておきたいと思います。財政課長の説明あるかと思ったらなかったもので、29ページ道南ドクターヘリ運航負担金の件ですが、この補正の負担金というのは運航全体の経費の一部と金額からいって考えられるんですが、どのような中身の補正なのか教えていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 道南ドクターヘリの負担金、今回33万9,000円の増額ですが、せたな町の負担が昨年の予算策定時に242万6,000円ということで、お示しいただいてその金額を予算措置してございましたが、このたび276万5,000円の数字で来たものですから、その差額の33万9,000円が増額になったということでございます。増額の主な要因でございすけれども、従来利用割として見ていた部で、それを均等割に予算を組み替えたことからこのような現象が起きたわけでございます。例えば職員の被服費ですかフライングスーツ、これが従来は利用割り、その出動の利用割で見てたものを均等割で見た。この金額が213万円、あとは旅費交通費こちらも利用割り、1,093万1,000円見てたんですけども、一部均等割に1,078万7,000円で見たとということになりまして、渡島檜山管内の市町村全体的に均等割が増えていくという事情でございす。均等割が全体で1,489万円の増となりまして、逆に利用割が48万8,000円減ったということでございまして、あくまでも均等割と利用割の負担割合の差が生じまして今回の増額補正となったわけでございす。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） その補正の金額の根拠についてはわかりましたけども、私、だいたい今まで議会で議論されたことあるんですが、ドクターヘリ非常に皆さんに期待されて運航されたという中で、1年間のだいたいの運航経費がどのくらい掛るものかと思ったものですから、これで今の課長説明でいくと、だいたい当町の負担は利用にもよりますけども、だいたいこの250万前後でだいたい1年間見ていくような形になると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ご質問にお答えいたします。うちのまちが先ほど276万5,0

00円と説明申し上げましたが、実際のところ運航に係る収支がございまして、収入では国道補助金2億1,724万8,000円と診療収入等々足しますと2億2,530万が収入となります。支出はヘリ運航業務委託費等々で2億8,862万3,000円掛ることになってございます。その差額の6,332万3,000円を自治体で割っているところでございますが、函館市の場合は専従の事務職員2名、この分は函館市で負担していただいておりますので、函館市の負担は1,545万1,000円となります。続いて北斗市が347万4,000円、あとは大体ほかの自治体は260から80くらいこれ利用割合によって違いますので、町村ですと20万くらいの差額になってございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 利用払いというのはなかなか微妙な話ですが、どっちにしてもだいたいこのぐらいの負担の中で町民のある程度の安心感と安全の確保ができるということですから、その辺につきましての的確な運用を要望して質問終わります。

○議長（菅原義幸君） 答弁よろしいですか。

○8番（真柄克紀君） いいです。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 補正予算の補足資料の5ページ、教育費の備品購入費でトレッドミル1台とトランポリン、クロストレーナーとありますが、これはスポーツくじが採択になってこういうふうな形で更新されるということは喜ばしいことなんですけど、トレッドミル、クロストレーナーこれが新しく更新されたことによって、かなり利用頻度があると思うんです。今まで、参考までに平素含めてどのぐらいの利用があったのかということと、あとできれば、これは要望ですけど、各区にも備品として置けるのであればスポーツ振興くじを当てにして、今後の予定として配備すると、備品を用意するというお考えがあるのか、そこをまず確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 利用人数については、ちょっとあとでお願いしたいと思います。それと今後の予定ですけども、あくまでもこれTOTOの宝くじです。スポーツ振興クジということで。それで毎年当たることにはなりませんので、要望はしてまいりますけども、できればまず北檜山に置いてますので、瀬棚区、大成の利用する方についてもそういう部分でお願いしていければと思います。要望はしてまいります。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 局長、トランポリンに関して昨年度から団体からも要望があって、今回こういうふうな271万で新品が整備されるということはかなり喜ばしいですが、今後授業含めてトランポリンの授業計画、今年度に関してどのように組んでいるかお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

黒澤教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（黒澤美知子君） お答えいたします。トランポリンの利用計画ですが、総合スポーツクラブせたなで毎週使う予定にしていると聞いております。また、うちのほうでも体験教室みたいのは、開いていきたいと思っております。

そしてトレーニングルームの利用人数でございますが、月100名ぐらいの人数でございます。年間1,500名ぐらいの人数でございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） インストラクターも資格も有してる方もいらっしゃるようですし、特に北檜山、瀬棚はサッカーだの野球というのが、全道全国という可能性を秘めた子がたくさんいますので、教育委員会も積極的に事業展開をしていただいて、将来的に住みやすい、子供たちが夢を持てるまちにつなげるようにこれからも活動していただきたいと思います。今後、事業展開続けていただけるかどうか。そういうことも含めてもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 黒澤教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（黒澤美知子君） うちでもいろんなジャンルのスポーツの基礎につながるトランポリンでございますので広く宣伝しながら使っていただきたいと思いますと考えております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

大野議員。

○10番（大野一男君） 予算書の30ページ、林業費の町有林維持管理費の町有林未利用間伐材の工事600万補正、これは所管の産業で調査をしてまして、その資料も手元にありますので、私そちらの所管でないので質問させていただきますが、これは事業目的を読みますと木材加工流通施設及び木質バイオマス利用施設等に対する供給のために町内で対象になる間伐材を間伐して供給していきたいと。このような事業目論見だと読み取れるわけですが、供給先というのは大体どこに行くのか。それからどのぐらいの単価で売買をする予定になっているのか。その辺を聞かせたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の大野議員の質問ですが、まず未利用間伐材の事業につきましては、事業全体の目的としましては木材加工流通施設、バイオマス利用供給施設への供給となっておりますが、まちが今回補正でお願いしたものにつきましては、木材加工流通施設として今金町のニチモク木材に供給をすることを考えております。それでニチモクさんでは、チップ材として暗渠の疎水材に活用すると考えております。単価ですが、国の補助単価につきましては、1ヘクタール当たり23万6,000円を支援してくれるということでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 23万6,000円という単価を取れたと言わないのかな。伐採した木

材の単価がわかりませんが、キロ数であれば幾ら単価になって、収入が幾らになって、まちにその収入が多分入るんだろーと思います、これ受益者主体はまちなんですよね。そうですね。その辺をどういうふうに見込んでいるのか、お聞かせをいただきたい。それからバイオマスについては今回事業対象にならないんだというお話です。バイオマス事業者に対する供給はないんだと、こういうことです。チップ材のみだということなんです、まちとしてこの木質バイオマスについて事業化するというような考えはないのかどうか、もう一度ここでお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） まず先に木質バイオマスへの、まちとしての計画でございますが、今年度の事業で、まちの施設でバイオマスが活用できるかどうかという施設があるかという調査を今年度予算委員会でも説明しましたが、その調査を今年度やる予定でございます。その結果を踏まえて可能かどうかと判断をしたいと思います。

それとパルプの単価でございますけども、補助単価は定額で23万6,000円とこれは定額補助で決められております。試算して仮にパルプ材1平米当たり4,850円と試算した場合、運搬経費も入りますが、パルプ材だけでは40平米を出したら19万4,000円くらいを見て。それとその他のほかに、少々精査しますので時間いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時54分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 担当係長から答弁をいたします。

○議長（菅原義幸君） 池田林業振興係長。

○林業振興係長（池田祐之君） ただ今のご質問ですが、まだ正式には歳入の金額はまだ出してないんですが、これから標準地調査をやりまして、そこでどのくらい木があるのかどうか調査してから歳入だそうかと思っている次第でございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） そういう経緯があるんだろーということですので、そのことについてはまあ。ただいづれにしても、まちの収入になるという概念でよろしいんですか。金額は別として、まずそれが一つ。

それからこの主の未利用間伐材利用促進対策事業というのは、これからも継続していく事業と捉えていいのか。単年度の単発なのか、その辺お聞かせください。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） お答えいたします。収入については、まちの収入になります。ただ金額についてはまだ確定していない。それとこの事業につきましては、まだ継続するかどうかと

いうのは、わかりませんのでとりあえず単発ということで理解をしております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

それではただ今から10分間まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の35ページからでございます。今回、提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,999万円を減額し、総額を19億2,048万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、国保税率の据え置きによる財源の組み替えのほか、4月1日付けの人事異動に伴う給与費の精査、介護納付、地域支援事業などについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書その1の42ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では人事異動に伴う職員給与費の精査により90万8,000円の追加でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費では補正額はございませんが、支払基金から交付される前期高齢者交付金の額が減額となったことによる財源の振替えを行うものでございます。

3 款 1 項共に後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金では 9 9 6 万 7, 0 0 0 円の減額で本年度の支払基金への負担金見込み額が減額となったことによります。

4 款 1 項共に前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金では 5 万 1, 0 0 0 円の減額、こちらにも同様に支払基金への負担金見込み額が減額となったことによります。

6 款 1 項 1 目共に介護納付金では 1, 0 8 7 万 7, 0 0 0 円の減額、平成 2 7 年度の介護納付・地域支援事業支援納付金が発生したことによる減額補正であります。

これに対しての歳入でございますが、3 9 ページをご覧ください。1 款 1 項共に国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税では 3, 4 9 3 万 8, 0 0 0 円の減額、2 目退職被保険者等国民健康保険税で 5 2 万円の減額は、それぞれ平成 2 7 年度当初負担額発生によるものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 3, 5 7 2 万 8, 0 0 0 円の追加。4 0 ページですが、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 1, 0 8 5 万 3, 0 0 0 円の追加は、それぞれ前期高齢者交付金の減額に伴う追加でございます。

5 款 1 項 1 目ともに前期高齢者交付金では 9, 7 8 9 万 5, 0 0 0 円の減額、本年度の交付金見込み額が減額となったことによります。なお金額につきましては支払基金の試算によるものでございます。

6 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政調整交付金 6 8 7 万 4, 0 0 0 円の追加は、前期高齢者交付金の減額に伴う追加でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金では 1, 0 9 0 万 8, 0 0 0 円の追加、人事異動に伴う職員給与費分の増、並びに国保税及び前期高齢者交付金額の減額に伴う歳入不足分を補てんするため、一般会計繰入金の追加でございます。2 項 1 目共に基金繰入金では 2, 0 0 0 万円の追加、国保税及び前期高齢者交付金額の減額に伴う歳入不足分を補てんするための追加でございます。

1 0 款 1 項共に繰越金、2 目その他繰越金では 2, 9 0 0 万円の追加、繰入金と同じく国保税及び前期高齢者交付金額の減額に伴う歳入不足分を補てんするための追加でございます。

ただ今ご説明しました内容により国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでございますが、保険給付費の動向やそれに伴う国庫支出金など不確定な要素がありますことから、今後の収支見込みは大きく変動することも想定されることをご了承願います。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第17号

○議長(菅原義幸君) 日程第12、議案第3号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案の45ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から584万9,000円を減額し、総額を10億5,421万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護保険法の改正により低所得者保険料軽減繰入れによる財源の組替えのほか、4月1日付けの人事異動に伴う給与費の精査や介護予防事業の見直しに係る経費などについて補正をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長(丹羽 優君) それでは議案の50ページをお開き願います。歳出の主なものからご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額213万2,000円の増額でございます。3節の職員手当等、4節共済費は給与費の精査によるものです。11節では印刷製本費で先に江上議員からの一般質問の答弁内容にありましたように、介護保険負担割合証の印刷に係るものです。13節委託料では介護保険システム改修業務で8月改正対応、2割とか補足給付の分です。これの改修を行うものでございます。

次に2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費では補正額はございませんが、低所得者軽減により保険料が減収となる分について一般会計繰入れするための財源振替えてございます。

次のページにまいりまして、3款地域支援事業費、1項1目共に介護予防事業費で、交付金対象分37万9,000円の減額は、委託料で生活管理指導短期宿泊業務、及び生活管理指導員派遣業務が交付金対象外事業となったため、次の2目の一般財源分に同額を増額の上、組替えをしたものです。次に2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額854万4,000円の減額で、すべて人事異動に伴う給与費の精査によるものでございます。2目任意事業費、交付金対象分、補正額56万3,000円の増額でございます。8月より生活支援コーディネーターを1名が公募採用し、3名体制として事業展開の推進を図るための補正をお願いするものでござい

ます。

これに対しての歳入ですが、前に戻りまして48ページをお開き願います。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料300万円の減額で、第1段階の保険料が軽減されることによるものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金13万4,000円の増額及び5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金6万7,000円の増額は、主に生活支援コーディネーターの増員に係る補助金でございます。

次のページにまいりまして7款繰入金、1項一般会計繰入金では地域支援事業繰入金813万5,000円の減額で、職員給与費の精査に係るものが主なものでございます。3目その他一般会計繰入金は213万2,000円の増額で、介護保険システム改修業務に係る事務繰入金が主なものです。4目低所得者保険料軽減繰入金については、前のページの1項保険料で減額になりました300万円について一般会計で受けました国庫負担分2分の1、150万円、道負担金4分の1、75万円に合わせ、町負担4分の1、75万を繰入れするものでございます。

ただ今説明しました内容により歳入歳出それぞれ584万9,000円を減額し、補正後予算総額を10億5,421万2,000円とし、収支の均衡を図ったものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

大野議員。

○10番（大野一男君） 51ページの生活支援コーディネーター1人補充という話でしたけれども、配置場所それから全体の員数それから3支所含めた生活支援コーディネーターの配置の状況についてご報告いただきます。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただ今の質問にお答えいたします。まず配置場所ですけれども、地域包括支援センターの中と考えてございます。現に今2名いらっしゃいまして、大成区の方と瀬棚区の方の2名体制でやってございます。北檜山区がいないということで、北檜山区とは言わないのですが、1名公募により採用させていただきたいと思っております。なお活動内容としては、地域にない支援を作り出すために各町内会やゴミだしや買い物などの各種ボランティア養成会の企画、学習会の実施、またサロン活動のない地域ごとにサロン立ち上げの指導、支援及び運営、ボランティアと困っている高齢者をつなげるための相談窓口の開設、担い手となる団体として町内会、老人クラブ、民間企業や商工会や事業者、各ボランティア団体、文化団体、社会福祉協議会との調整などを行なっていただくことになってございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 確認ですが、そうすると大成支所、瀬棚支所には配置していないということで理解よろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 先ほど申し上げましたように、地域包括支援センターの中に3人体制でおるようにすることになるんですけれども、それぞれ瀬棚区、大成区、北檜山区の人がたに

やっただいて、その地区を重点的にカバーしてもらうということで、中の話もいろいろと３人でのお話し合いもあるかと思しますので、とりあえず地域包括支援センターの中に、本庁の中に配置する考えであります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第４号

○議長（菅原義幸君） 日程第１３、議案第４号 平成２７年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案５３ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に６９４万１，０００円を追加し、総額を５億９，７１３万８，０００円とするものでございます。

その主な内容でございますが、老朽化し故障した簡易水道施設の改修をお願いするものであります。

内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の５６ページでございます。下段の歳出からご説明いたします。１款事業費用、１項営業費用、１目総務費で補正額７万９，０００円の減でございます。これにつきましては、４節共済費に係わる共済組合負担金の精査による減でございます。

次２款資本的支出、１項建設改良費、１目、施設改良費、補正額が７０２万円の増でございます。これにつきましては、１５節工事請負費の増額であり、内容といたしましては、冬期間に着水内の寒暖の差により生じた結露により着水流量計内部の基盤が使用不能となった東丹羽着水流量計の取替工事と昭和６０年度に設置され３０年が経過し、経年劣化により計測不能となった丹羽団地配水流量計の取替工事であります。

次に上段の歳入でございます。１款事業収入、２項営業外収入、２目他会計繰入金、補正額７万９、０００円の減でございます。これにつきましては一般会計繰入金の減でございます。

次に２款資本的収入、１項、他会計出資金、１目他会計出資金、補正額７０２万円の増でございます。これにつきましては、一般会計出資金の増でございます。

以上歳入歳出それぞれ６９４万１、０００円を追加いたしまして、補正後の予算額を５億９、７１３万８、０００円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第５号

○議長（菅原義幸君） 日程第１４、議案第５号 平成２７年度せたな町営業用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案５７ページからでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に２１６万円を増額し、総額を３、６３８万円とするものでございます。

その内容でございますが６０ページをお開き願います。６０ページ下の表、歳出では２款資本的支出、１目建設改良費において、老朽化した施設の更新について、小川地区配水池水位計取替工事をお願いするものであります。

この財源といたしまして、上の表、歳入において、２款資本的収入、１目他会計補助金において一般会計補助金を追加し、収支の均衡を図っております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容の説明を省略し質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第15、議案第6号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町立国保病院及び医科診療所に勤務する薬剤師に薬剤師手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは議案第6号の内容についてご説明いたします。議案その1の63ページをお開き願います。せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきます新旧対照表でございます。今回、改正いたします点につきましては、第2条の特殊勤務手当の区分でございますが、第8条の潜水作業手当を第9号に繰り下げまして、第8号といたしまして薬剤師手当を追加するものであります。また、改正前の第10条から第12条をそれぞれ1条繰り下げまして、第11条から13条といたしまして、第10条には、薬剤師手当、病院等に勤務する薬剤師に薬剤師手当を支給することができる。第2項、前項の手当ては月額5万円以内とする。この1条を加えたものでございます。

64ページをお開き願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後のせたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成27年6月1日から適用するというものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第16、議案第8号 せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案69ページでございます。本案は、せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、サービス内容の名称が変更となったことから本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。
丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは議案の70ページ目からになります。このたびの改正理由ですが、指定複合型サービスといわれております介護と一緒に医療的なサービスも必要としている方に小規模多機能型居宅介護、これはデイサービス、ホームヘルプ、ショートステイでございますが、それと訪問看護を組み合わせ一つの事業所が一体的に提供するサービスのことです。このサービスが指定看護小規模機能型居宅介護と名称が変更になったことから、条例の一部を改正するものであります。改正前については71ページの新旧対照表で説明させていただきます。右側が改正前になりますが、第15条の見出しを含む3カ所に使用されております指定複合型サービスを指定看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

ちなみに当町では、このサービスを提供している事業所はございません。

説明につきましては以上のとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 推薦第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、推薦第1号 せたな町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

せたな町農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律により選挙で9名、2農業協同組合推薦で2名、農業共済組合推薦で1名、土地改良区推薦1名と議会が推薦する学識経験を有する者4名以内となっております。

お諮りいたします。

本議会は2名を推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め本議会は2名を推薦することに決しました。

お諮りいたします。

推薦の方法については議長からの指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、議長から指名することに決しましたので指名いたします。

せたな町瀬棚区東大里の平田克則君、せたな町北檜山区徳島の江上恭司君2名を指名推薦いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名推薦されました平田克則君、江上恭司君を本議会の農業委員会委員として推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本議会推薦の農業委員会委員は平田克則君、江上恭司君の2名に決定しました。

◎日程第18 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、発議第1号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長

から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第 19 発議第 2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 19、発議第 2 号 議員の派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案書に記載されている研修会に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 3 時 43 分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解き会議を再開します。

ただ今意見書案第 1 号について追加提案がありました。

この案件を日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、議員から提出のあった意見書案第 1 号について日程に追加し、議題にすることに決しました。

◎追加日程 1 の 1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 追加その 1 の日程第 1、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。

◎追加日程 1 の 2 意見書案第 1 号

○議長（菅原義幸君） 追加その 1 の日程第 2、意見書案第 1 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多議員。

○４番（本多 浩君） 意見案第１号安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案。提案理由を述べます。現在、国会で審議中の平和安全法制整備保安と国際平和支援法案の２法案は集団的自衛権の行使や後方支援活動の世界的規模の展開などについて大きな議論を呼んでいます。その中で、今月４日に行われた衆院憲法審査会の参考人質疑において、与党も含め合意した参考人の憲法学者３氏全員が、集団的自衛権行使を可能にすることは憲法に違反するとの認識を表明し注目を浴びました。５月末に実施した共同通信による全国世論調査において、安倍政権が法案を十分説明しているとは思わないと答えた人は８１．４％、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなるとした人は６８％に上がっており、テレビ朝日の世論調査でも廃案にすべきだ、今の国会にこだわらず時間をかけて審議すべきだという声が合わせて８２％に達しています。

安倍総理は４月の訪米の際に、この法案を夏までに成立させると発言しました。しかし法案の審議が生煮えのままで、数の論理で短期間に決着をつけようとするのであれば疑問が残ります。

日本は戦後７０年間、戦争の放棄と戦力不保持、交戦権否認という現行憲法の下で、海外で武器をもって他国民と対峙したことは、一度もありませんでした。そのことによって平和外交を推進する国として、国際的にも深い信頼と共感を得てきました。

以上の経過を踏まえ安全保障関連法案の国会審議は始まったばかりであり、解明すべき問題点もたくさんあります。したがって拙速に結論を出したりせずに、時間をかけて慎重に審議することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第１号は可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第６条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成２７年第２回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 ３時４９分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年7月17日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 石 原 広 務